

令和3年度
佐賀県教育施策実施計画

令和3年4月

佐賀県教育委員会

目次

はじめに P1~P2

令和3年度 佐賀県教育施策実施計画(施策体系) P3~P5

柱Ⅰ 志を高める教育の推進 P6~P13

柱Ⅱ 確かな学力を育む教育の推進 知 P14~P20

柱Ⅲ 豊かな心を育む教育の推進 徳 P21~P26

柱Ⅳ 健やかな体を育む教育の推進 体 P27~P32

柱Ⅴ 多様なニーズに応じた教育の推進 P33~P40

柱Ⅵ 教育を支える人材の育成と環境の整備 P41~P50

巻末資料 P51~P72

- 関係事業等の令和3年度予算額(当初)【P51~P58】
- 用語解説【P59~P66】
- 持続可能な開発目標(SDGs)【P67~P68】
- 佐賀県教育大綱 2019(概要)【P69~P72】

はじめに

これからの我が国は、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行き不透明な予測困難な状況にある中、これまで以上に厳しい挑戦の時代を迎えるものと考えています。教育の面においても、新学習指導要領への移行、GIGAスクール構想の実現など、教育の根幹に関わる制度の改正や教育の充実に向けた取組が進んでいます。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大による令和2年3月の全国一斉休業から今まで、学校の様々な活動に大きな影響を受けました。しかし、このような中、中止になったインターハイや夏の甲子園の県予選の代わりに、「SSP杯(カップ)佐賀県高等学校スポーツ大会」を開催し、高校3年生の「一つの区切り」とするとともに、「これからの人生のチャレンジ」にエールを贈ることができました。今後も、感染症対策の徹底を継続し、「できるだけ学校活動を止めない」ということを基本スタンスとして臨んでいきます。

さて、本県では児童生徒が高い志を持って未来に挑戦できるよう、知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)三つの調和の取れた「生きる力」を育みながら、志を高める教育を目指していきます。

その中でも、令和3年度は、教育が直面している様々な課題に正面から向き合っていくため「唯一無二の誇り高い学校づくりプロジェクト」、「プロジェクトE+(プラス)」、「部活動改革プロジェクト」の3つのプロジェクトに重点的に取り組むこととしました。

「唯一無二の誇り高い学校づくりプロジェクト」では、各県立学校が持つ強みと魅力を徹底的に磨き上げるとともに、地域との絆をより深め、学校の魅力を高めていくよう取り組んでいきます。

「プロジェクトE+(プラス)」では、ICTやオンラインを活用した教育のデジタル化により、「個別最適な学びと創造力を育む学び」の実現を図っていきます。また、GIGAスクール構想で、全児童生徒の一人1台端末が実現する市町立小・中学校に対しては、これまで県が蓄積してきたICT教育の経験やノウハウを活かして全面的に支援していきます。

「部活動改革プロジェクト」では、負担の軽減や、競技力向上のための活動充実といった部活動に対するニーズが幅広くなっている現状に対し、学校と地域との連携により、持続可能な部活動の実現を目指して、部活動の改革を推進していきます。



また、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げる 17 の目標は、未来を担う子どもたちを持続可能な社会の創り手として育むための重要な視点です。中でも、SDGs が掲げる目標 4 「質の高い教育をみんなに」の中に記載されているターゲット 4.7 「持続可能な開発のための教育 (ESD)」を推進することは、SDGs の全ての目標の達成に直接・間接的につながるものと考えられます。

このため、県教育委員会では、引き続き学校教育において ESD を推進するとともに、「誰一人取り残さない社会の実現」という SDGs の理念を意識しながら、児童生徒に対し SDGs の理解を促す教育ができるよう取り組んでいきます。

出展：文部科学省、日本ユネスコ国内委員会



SDGs の 17 の目標については、巻末資料の P67 ~ P68 をご参照ください。

SDGs の**目標 4**「質の高い教育をみんなに」は、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」という、教育に特化した目標になっています。
ESD は、目標 4 のターゲットの中の 4.7 に記載されています。

本実施計画では、令和 3 年度の本県の教育施策に係る主な取組を示します。

本県教育に携わる者全てが、本実施計画をしっかりと認識し、日頃の教育活動において確実に取り組むことで県民の期待と信頼に応えられるよう、本県が目指す教育を推進していきます。

県では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく本県の教育振興基本計画に、佐賀県総合計画 2019 (教育に関する部分) を充て、また、佐賀県教育施策実施計画は、県教育委員会が所管する取組を教育振興基本計画のアクションプランと位置付け、これらの計画に則って本県教育の振興に取り組みます。

令和 3 年 4 月 佐賀県教育委員会

令和3年度 佐賀県教育施策実施計画(施策体系)

6つの柱と26の【課題・対応】、35の【取組方針】

《柱》

《【課題・対応】》

《【取組方針】》

I 志を高める教育の推進

P6～
P13

少子化に伴う生徒の減少や県外の高校への進学者の増加等、社会経済情勢の変化や生徒のニーズの多様化等の課題に対応し、生徒が行きたい、保護者が行かせたいと思う特色・魅力ある学校づくりを進める必要があります。

少子高齢化や人口減少、またIoT、AI等をはじめとする技術革新、グローバル化の一層の進展など大きな社会の変化が予想される中、子どもたちが志を持って可能性に挑戦できるよう、確かな学力を身に付けさせ、家庭や地域とも連携しながら、自己肯定感・自己有用感などを育み、自らの将来を主体的に創造できる力を育成する必要があります。

肥前さが幕末維新博覧会などを通して、先人の功績や佐賀のよさについて理解が深まってきており、引き続き、郷土学習の充実を図る必要があります。

社会生活において求められる知識や技能、技術に関する教育の充実を図ることにより、自分の夢や目標を意識し、より高い目標の実現に向けて意欲的に取り組もうとする原動力を育成することが必要です。

学校では、郷土学習や地域の教育資源などを活用した体験活動が行われていますが、自分の夢や目標を高めるために、児童生徒自らが、地域や全国で行われる様々な体験活動の機会を活用し、さらに活動の幅を広げようと努力する気持ちを醸成する必要があります。

部活動を取り巻く現状について、生徒や保護者、教員の課題を明確にし、各方面からその課題解決に向けた取組を進めて行く必要があります。

○ 各学校が地域と連携しながら自らの強みを磨き上げるとともに、その魅力を積極的に発信することで、県内外から生徒が集まる唯一無二の誇り高き学校づくりを推進します。

○ 児童生徒が夢や志を持ち、自分の可能性に挑戦するために必要となる自己肯定感、自己有用感の育成を目指し、一人一人の資質・能力を伸ばすことができる教育環境の充実や指導力向上などの取組を推進します。

○ 児童生徒の夢や目標の実現の基盤となる児童生徒の「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」、「主体的な学習態度」の育成を目指し、授業改善や指導力向上などの取組を推進します。

○ 小・中・高等学校の発達段階に応じた郷土学習を推進することにより、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、佐賀のよさを語るができる人材の育成に取り組みます。

○ 子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教育の充実に取り組みます。

○ 海外を含む様々な地域の人々との交流により、多様な価値観や文化に触れ、広い視野を持ち自分の活躍の場を考えられる人材の育成に取り組みます。

○ 部活動が生徒にとって望ましいものとなるような環境の構築と、学校の働き方改革も考慮した部活動改革に取り組みます

知

II 確かな学力を育む教育の推進

P14～
P20

県調査や全国調査を活用した学力向上対策に取り組んでいますが、今なお地域間の学力差があり、授業改善が十分に進んでいない学校があることから、各学校における学力向上のPDCAサイクルを徹底し、授業改善をさらに推進していく必要があります。

児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育成することが必要です。

学力向上に係る児童生徒一人一人の目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効果的に展開できるよう学習環境を整備する必要があります。

○ 児童生徒の確かな学力の育成に向け、各学校における学力向上の検証・改善サイクルの徹底を図ります。

○ 新学習指導要領を踏まえ、教育の工夫や主体的・対話的で深い学び等を取り入れた各学校の指導法改善の取組を推進します。

○ 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組めます。

○ きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図ります。

徳

Ⅲ 豊かな心を育む教育の推進

P21～
P26

学校は、道徳教育や体験活動、人権・同和教育などを中心とした教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいます。今後も、社会の中で、様々な人々と互いに尊重しながら生きることや、他者と協働しながらよりよい社会の実現を図ることが求められていることから、家庭・地域と連携しながら、取組の充実を図る必要があります。

- 家庭・地域と連携しながら、引き続き、道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を推進します。

子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。また、いじめは、周囲から見えにくい形で行われるなど、顕在化しにくいものもあります。そのため、いじめは「どの子どもにも起きるもの」という認識に立ち、子どもの様子の変化などに早いうちから気づき、対応しています。さらに、いじめを早期に発見するためには、教職員と児童生徒が日頃から信頼関係を築き、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めることが必要です。

- 不登校の未然防止、早期対応及びいじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組めます。

体

Ⅳ 健やかな体を育む教育の推進

P27～
P32

全国体力調査における体力合計点では、2018（平成30）年度は全調査対象において全国平均値を上回ったものの、特に小学生女子において、全国平均値を下回る状況が続いてきました。運動を日常的に行わない児童生徒に対して、授業等を通して運動の特性に触れさせるとともに運動の習慣化を図るために、小学校から高等学校までの継続的な取組を推進していくことが必要です。

- 各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるように支援するとともに、学校体育の充実や、合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進を図ります。

生涯にわたってたくましく生きるために、健全な食習慣を身に付けることが重要ですが、食がもたらす健康への影響を意識していない児童生徒もいることから、児童生徒自身が望ましい食習慣の形成が大切である、という意識の定着につながるよう、学校の教育活動全体を通じた食育を推進するとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育に取り組む必要があります。

- 安全で安心な学校給食の実施や学校の教育活動全体を通じた食育を行うとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育の取組の推進を図ります。

感染症、アレルギー疾患、性に関する問題等、学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくためには、学校、家庭、地域が連携した指導の充実を図る必要があります。

- 児童生徒の健康の保持増進を図るため、家庭や地域の関係機関等との連携により、学校保健計画に基づき、保健管理や保健教育等の充実に取り組めます。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要があります。

- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校における安全教育を推進します。

《柱》

《【課題・対応】》

《【取組方針】》

V

多様なニーズに対応した教育の推進

P33～
P40

特別支援教育に関する理解の啓発とともに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加等に対応しながら、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、自立と社会参加を促進するため、特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。

近年の在留外国人の増加等グローバル化が加速する社会において、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生きぬく人材の育成が求められるとともに、多様な人々との共生を可能とする資質と能力を育成する必要があります。

情報化、グローバル化が進展していくこれからの社会において必要となる情報活用能力の育成や分かりやすく深まる授業の実現等、教育の質を向上させるため、小学校から高等学校の各段階に応じたICTの効果的な活用を図る必要があります。

県内外の事業所情報が多くある中であっては、佐賀県で働く魅力を伝えるとともに、県内事業所と学校との更なる連携を図る必要があります。

子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。

○ 特別支援学校の教育環境の整備や職業教育の充実、教職員等の専門性の向上、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施、特別支援教育の理解啓発などの取組を推進します。

○ 海外からの留学生や学校交流等の受け入れを促進するとともに、引き続き、海外留学や海外研修に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また中高生の体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。

○ グローバル化に対応した教育を推進します。

○ 教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・改善を行いながら、全県規模でプロジェクトEを推進します。

○ 子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教育の充実に取り組みます。

○ 不登校の未然防止、早期対応を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。

VI

教育を支える人材の育成と環境の整備

P41～
P50

国際化や高度情報化、いじめ等の諸課題へ対応していくため、健康的でやりがいのある職場環境を整備し、教職員の多忙化の軽減を図るとともに教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員の確保・育成が必要です。

児童生徒の学習及び生活の場としての安全・安心で質の高い環境づくりや教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実が必要です。

登下校時や校内における事件、事故等から児童生徒を守るため、学校の危機管理体制を確立する必要があります。

今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化、生徒のニーズの多様化等の課題に対応するため、その時々々の教育課題に係る検証・改善を行い、学校の活性化を図る必要があります。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核とした学校と地域の連携・協働を図ることで、地域とともにある学校づくりを進める必要があります。

修学にかかる家庭の経済的負担を軽減し、学ぶ機会を保障する必要があります。

○ 教員採用選考方法を改善し、優秀な人材を確保するとともに、大学と連携し、指導力のある教員を養成します。また、教職の魅力を発信することで、教員を目指す人材の確保に努めます。

○ キャリアステージに応じた研修や教育課題に応じた研修などを実施し、教員の資質向上に取り組みます。

○ 学校現場における業務改善に取り組みます。

○ 教職員の服務規律の徹底を図ります。

○ 教職員人事評価制度の活用により学校の活性化や人材の育成を図ります。

○ 意欲や専門性に富んだ人材の活用を図ります。

○ 安全安心な学校施設、学習環境を整備します。

○ 学校の危機管理体制の確立・強化を図ります。

○ 児童生徒が安心して学ぶことができるよう、学校での新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、学校教育活動の継続を図ります。

○ 県立高校と市町等が協働し、地域活性化に資する取組等を行うことにより、生徒に地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。

○ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用した特色ある学校づくりを推進します。

○ 教育費に係る負担軽減を図るとともに、必要な人に必要な額の育英資金が貸与できるよう制度の周知を図ります。

I 志を高める教育の推進

【担当】教育振興課、学校教育課、保健体育課、教育センター

令和3年度のねらい

教育基本法に基づく第3期教育振興基本計画(2018～2022年度)では、「今後の教育政策に関する基本方針」として、5つの方針が掲げられています。その一つに「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」があります。

超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた技術革新が進展する中、いかに社会が変わろうとも「人生100年時代」を豊かに生きていくために、子どもたちが夢や目標を持ち、その実現のために取り組む気持ちである「志」を育て、高めていくことがこれからの教育の大切な取組となります。

そこで、佐賀県教育委員会は、子どもたちの「志」育成に資する施策に重点的に取り組んでいきます。

県立高校の活性化や魅力化を図るため、地域と連携・協働した取組の充実や、広報・情報発信の強化、全国募集の促進等、各学校の強みを活かした特色づくりを行うことにより、唯一無二の誇り高き学校づくりを推進します。

学力向上に関する施策などを通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、指導方法の改善・充実を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

グローバル化に対応した教育の推進については、海外からの留学生や学校交流の受入促進を図るとともに、海外留学や海外研修を推進することにより、国際的な視野と外国語によるコミュニケーション能力等を備えたグローバル社会を生き抜く人材を育成します。

地域や社会の発展を担う職業人の育成については、産学官の連携を図り、教育活動全体を通して、キャリア教育や基礎学力向上、高度資格取得等を推進するとともに、就職を希望する高校生や学校に対する確かな支援を行います。

学校における部活動は、スポーツや文化、芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育む重要な役割を担っており、持続可能な部活動の環境整備に向けて改革を進めます。

目指す将来像

子どもたちが佐賀への誇りを胸に、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、高い志をもって生き生きと活動している。

課題・対応

少子化に伴う生徒の減少や県外の高校への進学者の増加等、社会経済情勢の変化や生徒のニーズの多様化等の課題に対応し、生徒が行きたい、保護者が行かせたいと思う特色・魅力ある学校づくりを進める必要があります。

少子高齢化や人口減少、また IoT、AI 等をはじめとする技術革新、グローバル化の一層の進展など大きな社会の変化が予想される中、子どもたちが志を持って可能性に挑戦できるよう、確かな学力を身に付けさせ、家庭や地域とも連携しながら、自己肯定感・自己有用感などを育み、自らの将来を主体的に創造できる力を育成することが必要です。

肥前さが幕末維新博覧会などを通して、先人の功績や佐賀のよさについて理解が深まってきており、引き続き、郷土学習の充実を図る必要があります。

社会生活において求められる知識や技能、技術に関する教育の充実を図ることにより、自分の夢や目標を意識し、より高い目標の実現に向けて意欲的に取り組もうとする原動力を育成することが必要です。

学校では、郷土学習や地域の教育資源などを活用した体験活動が行われていますが、自分の夢や目標を高めるために、児童生徒自らが、地域や全国で行われる様々な体験活動の機会を活用し、さらに活動の幅を広げようと努力する気持ちを醸成する必要があります。

部活動を取り巻く現状について、生徒や保護者、教員の課題を明確にし、各方面からその課題解決に向けた取組を進めて行く必要があります。

佐賀県総合計画 2019「課題・対応」に記載はないが、単年度の「課題・対応」として本実施計画上で設定

取組方針 及び 取組内容

- 1 各学校が地域と連携しながら自らの強みを磨き上げるとともに、その魅力を積極的に発信することで、県内外から生徒が集まる唯一無二の誇り高き学校づくりを推進します。（本実施計画で設定）

魅力と活力ある高校づくりの推進

- ・ 県立高校と所在する市町等が協働し、地域的課題の解決など地域活性化に資する取組や、地域ならではの資源や人材を活用した教育環境の向上への取組を行うことで、生徒が 地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。（担当：学校教育課）

広報・情報発信の強化

- ・ 中学生等に県立高校の教育活動や魅力を分かりやすく的確に伝え、進学先として高校の姿をより具体的にイメージできるよう、進学説明相談会の開催や受験ガイドの提供などにより、積極的・効果的な広報や情報発信を推進します。（担当：学校教育課）
- ・ 中学校等と県立高校との相互連携を促進し、情報交換会の開催などにより、中高間の情報連携体制を強化します。（担当：学校教育課、教育事務所・支所）

全国募集の促進

- ・ 高校の活性化を図るため、生徒の県外募集を行う高校のネットワークを活用し、特色ある学科をもつ高校における生徒の全国募集を促進します。（担当：教育振興課）

- 1 児童生徒が夢や志を持ち、自分の可能性に挑戦するために必要となる自己肯定感、自己有用感の育成を目指し、一人一人の資質・能力を伸ばすことができる教育環境の充実や指導力向上などの取組を推進します。（本実施計画で設定）

自己肯定感、自己有用感の育成

- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働の中で、児童生徒が様々な価値観に触れることで自分の良さや可能性に気づききっかけを与えるとともに、日々の学校生活・学校行事等で物事に主体的に挑戦できるよう支援し、その経験や達成感を積み重ねることで、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。（担当：学校教育課）
- ・ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働し、様々な側面から児童生徒の活動や頑張りをほめることで、自己肯定感や自己有用感を高め、地域全体で児童生徒を見守り、その成長を支えています。（担当：教育振興課、学校教育課）

- 2 児童生徒の夢や目標の実現の基盤となる児童生徒の「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」、「主体的な学習態度」の育成を目指し、授業改善や指導力向上などの取組を推進します。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の改善充実

- ・ 教育課程研究集会等を通して新学習指導要領の趣旨や内容を周知徹底するとともに、SDGs の理念を踏まえながら円滑な実施・移行を図るための学校の取組等を支援することで、児童生徒一人一人が学ぶことの意義を実感し、その資質・能力を伸ばすことができる学習環境の整備に努めます。
(担当：学校教育課)
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、教育課程研究集会等を通して周知・徹底を図り、目標に準拠した評価の確実な実施による指導と評価の一体化を推進します。(担当：学校教育課)
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や ESD 等の研究を行う小・中・高等学校を指定し、その成果の普及を図ることで、児童生徒の生きる力を育むとともに、新学習指導要領が目指す目的や内容に則った実践の推進に努めます。(担当：学校教育課)
- ・ 高等学校では、高校教育改革及び大学入試改革等を見据えた教科指導法の研修や学校ごとの課題に応じた教員研修を充実させることで、指導方法の改善・充実を進めていきます。(担当：学校教育課、教育センター)
- ・ 学力向上を図るため、学年別・志望校別学習会、学科ごとの学習会、また、科学的思考力育成のための理数教育の充実に取り組むことで、高校教育全体の学力向上を図ります。(担当：学校教育課)
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた研究に学校の教員と協働して取り組むとともに、新学習指導要領の趣旨と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研修の充実を通して、教員の指導力向上を図ります。(担当：教育センター)
- ・ 外国語教育については、教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。(担当：学校教育課)
- ・ 外国語教育については、A L T等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に確保するなど、言語活動の改善・充実及び指導内容・方法等の研究に取り組み、外国語(英語)を通じて主体的にコミュニケーションを図る態度を育成します。(担当：学校教育課)

- ・ 小学校外国語活動・外国語については、英語教育専科指導教員の配置や英語が堪能な外部人材を活用して研究を行う学校の研究成果の普及をすることで、教員の指導力向上や指導体制の充実などを図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 小学校理科については、理科専科指導教員を配置し、教員の指導力向上と指導体制の充実を図るとともに、児童の理科への興味・関心を一層高め、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 小学校高学年専科指導教員については、教科を限定せず配置し、教員の指導力向上や指導体制の充実などを図ります。（担当：学校教育課）

- 1 小・中・高等学校の発達段階に応じた郷土学習を推進することにより、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、佐賀のよさを語るができる人材の育成に取り組みます。

さがを誇りに思う教育の推進

- ・ 中・高等学校において、郷土学習資料と映像資料を用いた学習活動を行うことにより、佐賀県の歴史や文化、自然等に対する、生徒のより深い理解と興味・関心を高めます。（担当：学校教育課）
- ・ 高等学校における佐賀に関する講演会や小・中・高校生が郷土学習の成果を発表する場など、体験活動を活用する場を設けることにより、ふるさと佐賀県に対する誇りと自信を持つ児童生徒の育成を図ります。（担当：学校教育課）

- 1 子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教育の充実に取り組みます。

キャリア教育の充実

- ・ 小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる取組として、「キャリア・パスポート」(学びのプロセスを記述し、振り返ることができる教材)の活用推進に努めます。（担当：学校教育課）
- ・ 高等学校では、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力や態度、勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育の一層の充実に努め、高校生の主体的な進路選択の実現を図ります。（担当：学校教育課）

- ・ 地域の産業人からの講話やインターンシップなど、キャリア教育支援事業による取組を充実させ、社会的・職業的自立に向けて求められる様々な基礎的・基本的な能力や態度の育成を図ります。
(担当：学校教育課)

地域産業を担う人材の育成

- ・ 県立専門学科高校等での産業教育を通して、地域産業を担う人材を育成するため、県内就職を支援する支援員を県立専門学科高校等に配置し、地元佐賀県で働く魅力等を伝えるセミナーの開催や県内事業所見学、インターンシップの実施等を支援することによって、県内事業所と学校との連絡調整や関係づくりを進めます。(担当：学校教育課)

高校生の就職支援の充実

- ・ キャリア教育の推進やインターンシップ等の促進により、企業理解を深め、専門的な知識や技術の向上を図るとともに、熟練技能者や卒業生等を学校に招き、産業界の求める人材、働く上での心構えなどについて学ぶ機会を設けるなど、高校生の就職支援を行います。(担当：学校教育課)

社会情勢の変化に対応した人材の育成

- ・ 全県立工業系高校で、デジタル化に対応した教育内容であるロボット技術について、教員の指導力向上及び生徒の技術習得に重点的に取り組み、新しいニーズに対応した産業人材の育成を目指します。(担当：学校教育課)

- 1 海外を含む様々な地域の人々との交流により、多様な価値観や文化に触れ、広い視野を持ち自分の活躍の場を考えられる人材の育成に取り組みます。

海外からの留学生や学校交流の受入促進

- ・ 海外からの留学生や学校交流を希望する海外の学校と県内の受入校とのマッチング、留学生の学校生活や学校交流の質を向上させるためのコーディネートを行います。(担当：教育振興課)
- ・ 海外からの留学生や学校交流の受入れを促進するため、ホストファミリーの新規獲得とともに、ホストファミリーのバンク登録者によるホームステイ受入れを推進します。(担当：教育振興課)

海外留学、海外研修に対する支援

- ・ 海外への興味・関心を喚起する事業や海外留学・海外研修に対する経済的支援を実施し、中学生、高校生の海外留学や海外研修を推進します。(担当：教育振興課)

- 1 部活動が生徒にとって望ましいものとなるような環境の構築と、学校の働き方改革も考慮した部活動改革に取り組みます。（本実施計画で設定）

持続可能な部活動に向けた改革の推進

- ・ 公立中学校及び県立高校の部活動に参加する生徒や保護者、指導する教員への実態調査を実施し、明らかになった部活動の課題について、その解決へ向けて取組を進めます。（担当：学校教育課、保健体育課）
- ・ 部活動改革のモデルとなる学校や地域を指定し、実践研究を進めます。（担当：学校教育課、保健体育課）
- ・ 中学校、高等学校のそれぞれの課題に対応した部活動改革を推進するため、委員会を立ち上げ、持続可能な部活動の在り方について検討します。（担当：学校教育課、保健体育課）

運動部活動の活性化

- ・ これまでの顧問の指導に加え、地域人材を活用することにより適切な指導を受けることができる環境を整備や 知事部局（SSP 構想）と連携する ことで、生徒が県内で志をもって部活動に取り組み、夢を実現することができる体制、環境を整備します。（担当：保健体育課）

文化芸術活動の活性化

- ・ 志をもって部活動に取り組む生徒が増え、県総文祭を核とした佐賀の文化芸術活動の活性化につなげるため、生徒の部活動の選択肢や全国レベルの文化芸術に触れる機会を確保します。（担当：学校教育課）

指標

指標区分	指標名	基準値 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
			19年	20年	21年	22年
施策指標	全国調査の生徒質問紙の「将来の夢や目標を持っている」への回答で肯定的な回答をした中学3年生の割合	71.3% (県) 72.4% (全国)	全国平均以上を目指す			
成果指標	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 県 83.5% 全国 84.0% 中学校 県 78.9% 全国 78.8%	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
	ふるさと佐賀への誇りや愛着がある県立高校3年生の割合	85.2%	85%	85%	85%	85%
	県内高校生の県内就職率	56.9%	58.0%	59.0%	65.0%	65.0%
	進路指導に対する県立高校3年生の満足度	(20年)			前年度以上	前年度以上
	地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある生徒の割合	39.5%	45%	50%	55%	60%
取組指標	全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる児童生徒の割合	小学校 76.5% 中学校 78.4% (17年度)	小学校 78.0% 中学校 80.0%	小学校 79.0% 中学校 81.0%	小学校 80.0% 中学校 82.0%	小学校 81.0% 中学校 83.0%
	県立高等学校における佐賀の歴史や文化などの講演会の実施率	94.4%	100%を目指す	100%を目指す	100%を目指す	100%を目指す
	佐賀県児童生徒ふるさと学習コンクールの応募数	小中学校 23作品 高等学校 6作品	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加
	キャリア教育支援事業における評価の平均点(4点満点)	3.8点 (17年度末)	3.8点以上	3.8点以上	3.8点以上	3.8点以上

II 確かな学力を育む教育の推進

知

【担当】教育振興課、教職員課、学校教育課、教育センター

令和3年度のねらい

学力向上に関する施策などを通じた教育現場の支援やその効果検証を通して、指導方法の改善・充実に努めるとともに家庭・地域との連携を一層強化するなど、これまでの取組の継続と徹底を図るとともに、その質を高めながら総合的な学力向上に努めます。

また、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成します。さらに、児童生徒に学ぶことについての目的意識や興味・関心を持たせて、学習意欲を向上させ、自ら課題に向かい解決する姿勢を身に付けさせます。こうした資質・能力を育むために、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

少人数授業やチームティーチングなどによるきめ細かな指導により教育の効果を高めていきます。

目指す将来像

すべての子どもたちが、自分のよさや可能性に気づき、学校や家庭、地域において、主体的に学習活動を行い、確かな学力を身につけている。

課題・対応

県調査や全国調査を活用した学力向上対策に取り組んでいますが、今なお地域間の学力差があり、授業改善が十分に進んでいない学校があることから、各学校における学力向上のPDCAサイクルを徹底し、授業改善をさらに推進していく必要があります。

児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育成することが必要です。

学力向上に係る児童生徒一人一人の目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効果的に展開できるよう学習環境を整備する必要があります。

取組方針 及び 取組内容

- 1 児童生徒の確かな学力の育成に向け、各学校における学力向上の検証・改善サイクルの徹底を図ります。

県調査、全国調査の分析と結果の活用促進

- ・ 12月に県調査を実施し、その結果分析に基づき、次年度に接続した指導計画による一年間の学力向上の検証改善サイクルの徹底を図ります。（担当：教育振興課、教育センター）
- ・ 5月に全国調査を実施し、その結果を前年度から継続して実施している取組の中間評価と位置付け、児童生徒の実態に即した指導方法の工夫・改善を図ります。（担当：教育振興課、教育センター）
- ・ 県調査及び全国調査の結果について、大学関係者や有識者を交えた佐賀県学力向上対策検証・改善委員会において専門的な見地からの分析や課題の抽出を行うとともに、教育センターが提供する分析システムを活用した指導方法改善のための講座や管理職等向けの研修会を開催するなど、授業改善に向けて、各学校における調査結果の分析及び分析結果を活用した自立的な取組を促進します。（担当：教育振興課、教育センター）
- ・ 県調査及び全国調査の結果及び分析内容を児童生徒・学校・市町教育委員会に提供し、客観的な結果に基づいた検証と課題の把握、改善に向けた取組が効果的に進められるよう、市町教育委員会と連携・協力しながら、各学校の取組を支援します。（担当：教育振興課、教育センター）

学力向上対策の充実

- ・ 学校長のマネジメントの下、学力向上対策コーディネーターを中心とした、全教職員による「強化する4つの取組」の徹底を図り、学力向上対策を一層推進します。（担当：教育振興課）
- ・ 市町教育委員会と連携し、教育庁各課・室、教育事務所、教育センターが一体となり、学校の課題及び全国調査結果を踏まえた課題（中学校英語）に対応した継続的・組織的な支援（オール教育庁による支援）を実施します。（担当：教育振興課、学校教育課、教育センター）
- ・ 学力向上推進教員を県内に10人配置し、勤務校や支援校及びその他の学校に対し、学力向上や教員の授業改善等に向けた取組の支援を行います。（担当：教育振興課）

- 1 新学習指導要領を踏まえ、教育の工夫や主体的・対話的で深い学び等を取り入れた各学校の指導法改善の取組を推進します。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の改善・充実

- ・ 教育課程研究集会等を通して新学習指導要領の趣旨や内容を周知徹底するとともに、SDGs の理念を踏まえながら円滑な実施・移行を図るための学校の取組等を支援することで、児童生徒一人一人が学ぶことの意義を実感し、その資質・能力を伸ばすことができる学習環境の整備に努めます。
(担当：学校教育課)
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、教育課程研究集会等を通して周知・徹底を図り、目標に準拠した評価の確実な実施による指導と評価の一体化を推進します。(担当：学校教育課)
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や ESD 等の研究を行う小・中・高等学校を指定し、その成果の普及を図ることで、児童生徒の生きる力を育むとともに、新学習指導要領が目指す目的や内容に則った実践の推進に努めます。(担当：学校教育課)
- ・ 高等学校では、高校教育改革及び大学入試改革等を見据えた教科指導法の研修や学校ごとの課題に応じた教員研修を充実させることで、指導方法の改善・充実を進めていきます。(担当：学校教育課、教育センター)
- ・ 学力向上を図るため、学年別・志望校別学習会、学科ごとの学習会、また、科学的思考力育成のための理数教育の充実に取り組むことで、高校教育全体の学力向上を図ります。(担当：学校教育課)
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた研究に学校の教員と協働して取り組むとともに、新学習指導要領の趣旨と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研修の充実を通して、教員の指導力向上を図ります。(担当：教育センター)
- ・ 外国語教育については、教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。(担当：学校教育課)
- ・ 外国語教育については、ALT等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に確保するなど、言語活動の改善・充実及び指導内容・方法等の研究に取り組み、外国語(英語)を通じて主体的にコミュニケーションを図る態度を育成します。(担当：学校教育課)

- ・ 小学校外国語活動・外国語については、英語教育専科指導教員の配置や英語が堪能な外部人材を活用して研究を行う学校の研究成果の普及をすることで、教員の指導力向上や指導体制の充実などを図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 小学校理科については、理科専科指導教員を配置し、教員の指導力向上と指導体制の充実を図るとともに、児童の理科への興味・関心を一層高め、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 小学校高学年専科指導教員については、教科を限定せず配置し、教員の指導力向上や指導体制の充実などを図ります。（担当：学校教育課）

授業改善の推進

- ・ 県内 10 中学校区の小・中学校及び義務教育学校を学力向上に取り組む研究校に指定し、校区内の小・中学校が連携して児童生徒の基礎・基本の定着や活用力を高める授業改善、調査問題や誤答分析を踏まえた授業づくり等の実践研究を行うとともに、その研究成果の県内への普及を図ります。（担当：教育振興課）
- ・ 市町や学校が実施する、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ることで、基礎学力の定着が十分ではない生徒や、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分ではない生徒の学力向上を図ります。（担当：教育振興課）

- 2 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

家庭や地域との連携推進

- ・ 市町教育委員会と共催による学力向上フォーラムを県内 2 か所で開催し、学力の現状や課題について保護者・地域と共通の認識に立ち、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。（担当：教育振興課）
- ・ 県 P T A 連合会等との連携を強化し、協働して作成した手引きの活用などにより、家庭学習に係る保護者、地域関係者への啓発活動を推進します。（担当：教育振興課）

- 1 きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図ります。

少人数学級・チームティーチングの実施

- ・ 小学校第3学年は、少人数学級を実施し、きめ細かな指導で児童一人一人の成長をサポートすることで、自分に自信をもち、夢や目標を実現しようとする子供たちを育成していきます。（担当：教職員課、学校教育課）
- ・ 中学校第1学年における少人数学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、きめ細かな指導を行うことで、学校生活や学習環境の変化になじめないことなどに起因する不登校が急増する等の、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、ひいては、学力の向上を図ります。（担当：教育振興課、教職員課）
- ・ 小学校第4学年から第6学年、中学校第2学年及び第3学年においても、学校の希望に応じ、少人数学級を実現できるようにします。（担当：教職員課、学校教育課）

教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 教員採用選考方法の工夫や改善・充実を行い、創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など、様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求め、教育現場の課題に適切に対応できる教員の確保を図ります。（担当：教職員課）

校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 幼・小・中・高の校種間連携の取組を支援し、発達段階の違いを踏まえた学習指導や生活指導などの在り方の相互理解を促進することで、子どもの学びの連続性を踏まえた効果的な指導法を構築します。特に、小・中学校においては、義務教育9年間を見通した体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援するとともに、指導方法の工夫・改善に取り組みます。（担当：教育振興課、学校教育課）
- ・ 県内10中学校区の小・中学校及び義務教育学校を学力向上に取り組む研究校に指定し、校区内の小・中学校が連携して児童生徒の基礎・基本の定着や活用力を高める授業改善、調査問題や誤答分析を踏まえた授業づくり等の実践研究を行うとともに、その研究成果の県内への普及を図ります。（担当：教育振興課）

佐賀大学との連携による取組

- ・ 佐賀大学との連携・協力事業の各プロジェクトによる具体的な取組を充実させていくことで、県内の学校教育上の課題の解決に努めます。（担当：教育振興課）

帰国・外国人児童生徒等の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制の充実

- ・ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が円滑な学校生活を送り、学習に取り組めるように、児童生徒等の実情に応じた日本語指導の工夫・改善及び児童生徒の支援体制を整備し、その成果の県内への普及を図ります。（担当：教育振興課）

指標

指標区分	指標名	基準値 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
			19年	20年	21年	22年
施策指標	佐賀県小・中学校学習状況調査で、期待正答率を超えた設問の割合	小学校 (R2 調査値) 中学校 (R2 調査値)	前年度の値を上回ることを目指す			
成果指標	全国調査で、全国上位の県との各教科の平均正答率の差の校種毎の平均値	小学校 6.5 中学校 7.3 (17年)	前年度より縮小	前年度より縮小	前年度より縮小	前年度より縮小
	全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる児童生徒の割合	小学校 76.5% 中学校 78.4% (17年)	小学校 78.0% 中学校 80.0%	小学校 79.0% 中学校 81.0%	小学校 80.0% 中学校 82.0%	小学校 81.0% 中学校 83.0%
	全国調査の児童生徒への質問で、授業時間以外に、普段、1日に1時間以上学習する児童生徒の割合	小学校 64.6% 中学校 64.3% (17年)	小学校 65.0% 中学校 65.0%	小学校 66.5% 中学校 68.0%	小学校 68.0% 中学校 70.0%	小学校 69.5% 中学校 72.0%
	中学校第1学年での少人数学級又はTTによる指導の選択制を実施した学校アンケートの「個別の学習支援が必要な生徒に対して、きめ細かな指導ができた」という項目に対し、「そう思う」と回答した学校の割合	77.8%	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	小学校第2学年での少人数学級又はティームティーチングの選択制対象校へのアンケート項目「生活習慣・学習習慣の定着ができている」の平均点	3.5点	3.6点	3.6点	-	-
	小学校第3学年での少人数学級対象校へのアンケート項目「児童が落ち着いた環境で授業を受けることができるようになった」の平均点	(21年度)	-	-	3.6点	3.6点

取組 指標	全国調査の学校への質問で、児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小学校 91.3% 中学校 94.7% (17年)	小学校 94.0% 中学校 96.0%	小学校 96.0% 中学校 97.0%	小学校 98.0% 中学校 98.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
	全国調査の学校への質問で、学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全職員の間で話し合ったり、検討したりしていると回答した学校の割合	小学校 98.2% 中学校 86.1% (17年)	小学校 98.5% 中学校 90.0%	小学校 99.0% 中学校 93.0%	小学校 100.0% 中学校 96.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
	放課後等補充学習支援事業実施校数	63校	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上

III 豊かな心を育む教育の推進

徳

【担当】教職員課、学校教育課、生徒支援室、人権・同和教育室、教育センター

令和3年度のねらい

学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携しながら一層充実させるとともに、子どもの発達段階に応じた地域間交流や自然体験、集団宿泊活動、職場体験などの体験活動を実施することで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、国家・社会の形成者としての資質・能力を育むための主権者教育や人権に関する正しい知識と確かな人権感覚を身に付けさせ、自分と他者の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成するために、家庭や地域と連携を図りながら、人権・同和教育を推進します。

いじめ問題については、いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づいた学校の組織的な指導体制の強化とともに、家庭や地域、関係機関等との連携強化を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を更に充実させます。

不登校については、教育機会確保法及び基本指針を踏まえ、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化や不登校の状況に応じた社会的自立や学校復帰に向かうよう、段階的支援の在り方を見直し、一層の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

目指す将来像

子どもたちが、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付けている。

課題・対応

学校は、道徳教育や体験活動、人権・同和教育などを中心とした教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいます。今後も、社会の中で、様々な人々と互いに尊重しながら生きることや、他者と協働しながらよりよい社会の実現を図ることが求められていることから、家庭・地域と連携しながら、取組の充実を図る必要があります。

子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家

庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。また、いじめは、周囲から見えにくい形で行われるなど、顕在化しにくいものもあります。そのため、いじめは「どの子どもにも起きるもの」という認識に立ち、子どもの様子の変化などに早いうちから気づき、対応しています。さらに、いじめを早期に発見するためには、教職員と児童生徒が日頃から信頼関係を築き、気軽に相談できる雰囲気づくりに努める必要があります。

取組方針 及び 取組内容

- 1 家庭・地域と連携しながら、引き続き、道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を推進します。

道徳教育の推進

- ・ ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図り、生命を尊重する心、思いやる心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性の育成を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 道徳教育に係る研究校及び加配校における成果の周知等を通して、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の強化と全体計画に基づく確実な実施を推進し、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の一層の充実を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 道徳教育の研究校などにおいて、保護者や地域の方々が参加する道徳授業の在り方を研究し、その成果を県下の学校に広く紹介することで、保護者や地域と連携強化を図った道徳授業の取組を推進します。（担当：学校教育課）
- ・ 県内すべての公立小・中学校及び義務教育学校において、「ふれあい道徳教育」を実施し、学校、家庭、地域が連携した道徳教育を推進します。（担当：学校教育課）
- ・ 各学校の道徳教育推進教師や学級担任を主な対象とする研修会等を実施し、学習指導要領の趣旨・内容等に則った「特別の教科 道徳」が確実に実践されるよう努めます。（担当：学校教育課）

読書活動の充実

- ・ 朝読書や資料を活用した学習などに利用できる図書の充実や、公立図書館等との連携強化など、学校図書館を拠点とした読書活動の充実に向けた取組を推進し、児童生徒の豊かな感性や想像力、表現力などの育成に努めます。（担当：学校教育課）
- ・ 学校図書館を、各教科等における学習・情報センターとして活用する取組を推進し、児童生徒が自発的・主体的に学習する態度の育成に努めます。（担当：学校教育課）

体験活動の推進

- ・ 発達段階に応じた地域間交流や世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動などの取組を推進し、児童生徒の豊かな心を育みます。（担当：学校教育課）

人権・同和教育の推進

- ・ 管理職及び人権・同和教育担当者等を対象とした研修会の充実や人権・同和教育資料での基本的な認識の周知徹底、実践事例の提供などを行うとともに、家庭・地域と連携した人権・同和教育を推進します。教育活動全体を通して、児童生徒に同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい知識や確かな人権感覚を身に付けさせ、自他の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成します。これらの取組により教職員や児童生徒の人権意識を高め、人権に関する問題発生を未然に防止するとともに、人権に関する問題が発生した際には、個別の対応や助言などを行います。（担当：人権・同和教育室）

主権者教育の推進

- ・ 小・中・高等学校において主権者教育を推進し、国家・社会の形成者として求められる児童生徒の資質・能力を育みます。また、教員対象の研修会を開催し、指導力の向上を図るとともに、高等学校においては、国の副教材の活用や選挙管理委員会等と連携し、指導の一層の充実を図ります。（担当：学校教育課）

- 1 不登校の未然防止、早期対応及びいじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。

不登校対策の充実

- ・ 不登校児童生徒の社会的自立を促すため、学校・学校以外の場において行う多様で適切な活動等への支援の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備するとともに、不登校の状況に応じて小・中学校での別室対応への支援を行い、学校における不登校対策の充実のための取組を支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ スクールソーシャルワーカーについても、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な課題について、スクールソーシャルワーカーのコーディネートによる家庭や関係機関等が連携・協力する取組を支援します。（担当：生徒支援室）

- ・ 加配教員を配置し、教育相談主任等が学校の要となって不登校対策や教育相談業務に集中できる環境をつくることで、不登校の未然防止や早期発見・早期対応を行い、不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう、学校における不登校対策の取組を支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ 教育支援センター「しいの木」の運営及び教育相談・訪問支援を拡充し、不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう支援します。（担当：生徒支援室、教育センター）
- ・ 県及び市町がそれぞれに設置する教育支援センター(適応指導教室)が相互に連携した取組を強化し、教育支援センター(適応指導教室)等における効果的な取組などを共有するための協議会を開催し、様々な関係機関等と連携して不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ 訪問支援の豊富な経験とノウハウを有する民間団体と協働し、自宅にこもりがちな不登校児童生徒の自宅を民間団体の支援員が訪問することで、社会的自立や学校復帰に向かうよう、計画的・継続的なカウンセリングやICTを活用した学習支援等を行います。（担当：生徒支援室）
- ・ 各中学校区におけるスクールカウンセラーなどを活用した研修会や連絡会等、小・中学校が連携した取組を推進し、義務教育9年間を通した不登校対策の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 「長期欠席・不登校対策スタンダード」、「スクールカウンセラーガイドライン」、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」等の不登校支援に関する資料を教育センターのホームページに集約するなど、資料活用による支援の充実を図ります。（担当：生徒支援室、教育センター）

教育相談体制の充実

- ・ 児童生徒が抱える不安や悩み、様々な問題に対応するため、県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ スクールソーシャルワーカーを、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な問題を抱えている児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカーのコーディネートによる家庭や関係機関等と連携・協力した問題解決の取組を通して、教育相談体制の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 児童生徒理解に基づき、個々が抱える不安や悩み、問題などに適切に対応したり、保護者の思いに寄り添い適切に支援したりするなど、教育相談に関する教職員の力量を向上するために研修の充実を図ります。（担当：生徒支援室）

- ・ 365 日 24 時間、専任の相談員による電話相談窓口を設置するなど、不安や悩みを抱える児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備します。（担当：生徒支援室）
- ・ 保健室利用の児童生徒に適切に対応することができるよう、繁忙期等に会計年度任用職員（養護教諭補助）や養護助教諭を配置し、保健室の健康相談体制の充実を図ります。（担当：教職員課）

いじめ問題対策の充実

- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、組織体制の充実及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」へ向けた総合的な取組を推進します。（担当：生徒支援室）
- ・ 元警察官等を専門人材として学校に派遣したり、少年サポートセンターなどの関係機関等との連携により問題の解決を図るための体制を強化したりすることで、いじめ問題の未然防止や早期対応・早期解決等のための学校の取組を支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ いじめの防止等のための研修会を開催し、いじめ問題に対する教職員の意識と対応力の更なる向上を図ることで、各学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を強化します。（担当：生徒支援室）
- ・ 365 日 24 時間、専任の相談員による電話相談窓口を設置し、さらに専用の web ページ上で相談できる環境を整備して、いじめ問題に悩む児童生徒や保護者が相談しやすい体制の充実を図ります。（担当：生徒支援室）

生徒指導体制の充実

- ・ アンケート調査や面談などによる児童生徒理解に基づく指導・支援や、生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応はもとより、暴力行為などの発生時に組織的に対応できる体制の確立・強化を図る学校の取組を支援することで、学校における生徒指導体制の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 元警察官等を専門人材として学校に派遣したり、少年サポートセンターなどの関係機関等との連携により問題の解決を図るための体制を強化したりすることで、いじめ問題や問題行動などの未然防止や早期対応・早期解決等のための学校の取組を支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ 児童生徒の非行防止や犯罪被害の未然防止、また、いじめ問題など生徒指導上の諸課題の未然防止や早期解決のための研修会等を充実し、生徒指導に関する教職員の指導力や対応力の向上を図ります。（担当：生徒支援室）

指標

指標区分	指標名	基準値 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
			19年	20年	21年	22年
施策指標	規範意識や思いやる心を持っている児童生徒の割合	小学校 70.3% (全国 68.0%) 中学校 71.1% (全国 71.6%)	全国平均以上を目指す。			
成果指標	公立小中学校の学校評価「心の教育」に関する項目の平均	3.3	3.5	3.5	3.5	3.5
	小学校、中学校の不登校児童生徒数の割合	小学校 0.59% 中学校 3.74%	前年度 以下	前年度 以下	-	-
	学校内外の機関等において相談・指導を受けた不登校児童生徒数の割合	小学校 -% 中学校 -% (20年)	-	-	前年度 以上	前年度 以上
	いじめ問題への対応に関する学校評価の状況	3.4点 (17年)	3.4点	3.4点	3.4点	3.4点
取組指標	道徳教育の指導体制の確立に関する質問への回答(道徳教育推進教師を中心とした指導体制の確立に関する項目で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合)	55.6% (18年)	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善
	ふれあい道徳の実施率	100%	100%を維持	100%を維持	100%を維持	100%を維持
	訪問支援による学校復帰(社会的自立)サポート事業により、支援前と好転した児童生徒の割合	83.3%	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上

IV 健やかな体を育む教育の推進

体

【担当】教職員課、生徒支援室、保健体育課

令和3年度のねらい

児童生徒の健康や体力の向上については、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組みます。

児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健計画に基づいて、学校、家庭、地域が連携した指導体制を整備します。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測、危機回避能力等を向上させます。

目指す将来像

子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、必要な健康や体力並びに自らの安全を守るための能力を身につけている。

課題・対応

全国体力調査における体力合計点では、2018（平成30）年度は全調査対象において全国平均値を上回ったものの、特に小学生女子において、全国平均値を下回る状況が続いてきました。運動を日常的に行わない児童生徒に対して、授業等を通して運動の特性に触れさせるとともに運動の習慣化を図るために、小学校から高等学校までの継続的な取組を推進していく必要があります。

生涯にわたってたくましく生きるために、健全な食習慣を身に付けることが重要ですが、食がもたらす健康への影響を意識していない児童生徒もいることから、児童生徒自身が望ましい食習慣の形成が大切である、という意識の定着につながるよう、学校の教育活動全体を通じた食育を推進するとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育に取り組む必要があります。

感染症、アレルギー疾患、性に関する問題等、学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくためには、学校、家庭、地域が連携した指導の充実を図る必要があります。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要があります。

取組方針 及び 取組内容

- 1 各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるように支援するとともに、学校体育の充実や、合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進を図ります。

体力向上へ向けた学校の取組の充実

- ・ 各学校が体力向上のための目標を設定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果分析により学校の実態を把握することで、課題に応じた体力向上に取り組むよう、体育主任研修会等において実践例の共有等の支援を行います。（担当：保健体育課）
- ・ 運動に対する意欲を高め、運動に親しむ契機となることを目指し、小学生を対象とした「スポーツチャレンジ」や「体力向上優良校等の表彰」等を実施し、体力・運動能力向上へ取り組む機運を醸成します。（担当：保健体育課）
- ・ 「スポーツチャレンジ」について、家庭や地域においても継続して取り組むことができるよう種目を設定するとともに、「さがんキッズ体力アップ記録カード」により体力の状況を家庭と共有するなどして、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健康な体づくりを推進します。（担当：保健体育課）

学校体育の充実

- ・ 教員を対象とした講習会や研修会を実施し、学習指導要領の理念や基本方針、改訂の趣旨及び内容の理解のための周知を行うことで、専門的な指導力向上を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 小学校の体育授業に授業協力者を派遣し、児童が意欲的に取り組める指導の在り方等について指導・助言を行うことで、指導内容の充実や教員の資質向上を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 中学校においても、教員の指導力向上や授業協力者との連携を図り、指導の充実を推進することで、体育授業（武道及びダンス）の効果的で安心・安全な実施に取り組めます。（担当：保健体育課）

運動部活動の推進

- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、生徒の健全な心身の発達に対する教育的効果も大きいことを踏まえ、各種研修会・会議等を通し、適切な部活動の在り方として「部活動指導員の活用」「複数顧問体制の促進」「適切な休養日の設定」「新たな視点に立った

指導法の啓発」の4本の柱を軸に啓発するなど、合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進・振興を図ります。（担当：保健体育課）

- ・ 高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣することで、運動部活動の推進を図ります。さらに、運動部活動の顧問及び外部指導者を対象とした研修会を実施することで、指導力の向上を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 学校体育団体が行う強化練習会や強化合宿、アドバイザーコーチ招へい等の取組を支援することで、学校スポーツ競技力の向上を目指します。（担当：保健体育課）

全国高等学校体育大会北部九州総体開催への対応

- ・ 令和6年度全国高等学校総合体育大会北部九州総体の開催に向け、福岡県・長崎県・大分県との連絡調整や先催県の視察・事後調査、本県の大会準備委員会の設立準備など、開催に向けた体制整備を進めます。（担当：保健体育課）

- 1 安全で安心な学校給食の実施や学校の教育活動全体を通じた食育を行うとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育の取組の推進を図ります。

安全安心な学校給食の実施

- ・ すべての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごせるように食物アレルギーやアナフィラキシー等について正しく理解するため、リスク管理や緊急対応に関する研修を実施するなど、教職員の資質向上に取り組みます。（担当：保健体育課）
- ・ 栄養教諭や学校栄養職員等を対象とした異物混入防止対策についての研修会を実施するなど、市町教育委員会や学校、民間業者が一体となって異物混入の防止を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 食中毒や感染症、窒息事故等の未然防止や発生時に適切で迅速な対応ができるよう、栄養教諭や学校栄養職員等を対象とした研修会を実施するなど、教職員の資質向上に取り組みます。（担当：保健体育課）

食育の充実

- ・ 各学校において、食育を推進するための運営組織が整備され、「食に関する指導の全体計画」に基づき、食育推進の意義や役割を踏まえた創意ある食育指導が実践されるよう、学校の取組状況を把握し、必要に応じ指導するなど、各学校の取組を推進します。（担当：保健体育課）

- ・ 児童生徒が、栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、生活をコントロールできるよう食の自己管理能力の育成に取り組み、「健康に食事は大切である」と考え、行動することを目指します。（担当：保健体育課）
- ・ 学校給食を活用し、教科等における食に関する指導及び児童生徒のバランスの良い食事の基本や食生活を含めた生活習慣等の習得を図るとともに、地場産食材の利用拡大に取り組みます。（担当：保健体育課）
- ・ 児童生徒が望ましい食習慣を身に付けるために、「早寝・早起き・朝ごはん実践リーフレット」等の食育教材を活用し、学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。（担当：保健体育課）
- ・ 学校における食育を推進するため、食育実践例や現場の課題解決の取組事例等を取り入れた研修会、地区別の食に関する指導の実践発表と授業研究会を実施しながら栄養教諭等の資質向上に取り組みます。（担当：保健体育課）

栄養教諭の配置

- ・ 学校における食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭を配置し、食育の充実を図ります。（担当：教職員課）

- 1 児童生徒の健康の保持増進を図るため、家庭や地域の関係機関等との連携により、学校保健計画に基づき、保健管理や保健教育等の充実に取り組みます。

学校保健の推進

- ・ 学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の生活のリズムを整えるなど、基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。（担当：保健体育課）
- ・ 体系的な研修を通して、養護教諭としての専門的知識の習得や実践的指導力の向上を図るとともに、学校保健活動の中核となる養護教諭の育成を図ります。（担当：教育センター）

性に関する指導の推進

- ・ 性に関する指導を学校保健計画に位置付け、体育科・保健体育科をはじめ、生活科や家庭科、理科、総合的な学習の時間、道徳、学級活動等において指導の内容との関連を図りながら、学校教育全体を通し、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導の取組を推進します。（担当：保健体育課）

- ・ 公立中学校・高等学校・特別支援学校に、学校医及び産婦人科医等の専門家を派遣して講演会を行うことで、生徒が性に関する正しい知識を習得するとともに、自他の生命や個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなどの適切な行動を取ることができるようにします。
(担当：保健体育課)
- ・ 教員を対象とした研修会を実施し、性に関する指導に造詣の深い講師による講演や各学校の実践発表、グループワーク等を通して、教員の指導力向上を図ります。(担当：保健体育課)

がん教育の推進

- ・ がん教育の推進校において、がん教育の内容や効果的な指導方法の実践研究を行うとともに、その成果を各学校で活用するなど、学校におけるがん教育を推進することで、児童生徒が、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにします。(担当：保健体育課)
- ・ 推進校以外にも、県内の学校に医師やがん患者、がん経験者等の有識者を外部講師として派遣し、多数の学校でがん教育に触れる機会を増やすことで、県内のがん教育の更なる推進・普及を図ります。(担当：保健体育課)

- 1 児童生徒自身が生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校における安全教育を推進します。

安全教育の推進

- ・ 避難訓練を含む様々な安全教育を学校安全計画に位置付け、体育科、保健体育科をはじめ、生活科、理科、社会科等の関係教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、道徳科、特別活動等において指導の内容との関連を図りながら、学校教育活動全体を通じ、様々な緊急時を想定した危機回避能力を身につける学校安全に関する教育を推進します。(担当：生徒支援室)
- ・ 学校安全計画の検証・改善を適切に行い、学校生活の安全管理の充実を図るとともに、関係機関、地域、保護者と連携の上、通学路の合同点検や防犯・交通安全教室などを実施することで、通学路の安全性の確保及び登下校時の安全に関する指導の充実を図ります。(担当：生徒支援室)

指標

指標区分	指標名	基準値 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
			19年	20年	21年	22年
施策指標	全国体力調査における体力合計点	小5男子 54.79点 (全国54.21)	全国平均値以上を目指す。			
		小5女子 55.94点 (全国55.90)				
		中2男子 43.04点 (全国42.18)				
		中2女子 51.08点 (全国50.43)				
成果指標	「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合	小5男子 91.0% (全国91.5%)	91.5%以上	91.5%以上	91.5%以上	91.5%以上
		小5女子 90.6% (全国92.7%)	92.7%以上	92.7%以上	92.7%以上	92.7%以上
		中2男子 90.3% (全国90.3%)	90.3%以上	90.3%以上	90.3%以上	90.3%以上
		中2女子 88.4% (全国88.2%)	88.2%以上	88.2%以上	88.2%以上	88.2%以上
	学校保健委員会を年1回以上実施する学校の割合	99.7%	100%	100%	100%	100%
モデル地域として災害安全教育に取り組む市町教育委員会の数	2市町	4市町	6市町	8市町	10市町	
取組指標	スポーツチャレンジへ参加する学校数	102校	102校以上	102校以上	102校以上	102校以上
	学校の実情に応じた食育を「食に関する指導の全体計画」に位置付け実践する学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%
	性に関する指導支援事業を実施した学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%

V 多様なニーズに対応した教育の推進

【担当】教育総務課、教育振興課、特別支援教育室、学校教育課、プロジェクトE推進室、生徒支援室、教育センター

令和3年度のねらい

特別支援教育の充実については、特別支援学校の児童生徒の増加等に対応するため、教育環境を整備するとともに、障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するため、キャリア教育及び職業教育の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、教職員等の専門性の向上を図るとともに、地域における特別支援教育に関する理解啓発を推進します。

グローバル化に対応した教育の推進については、海外からの留学生や学校交流の受入促進を図るとともに、海外留学や海外研修を推進することにより、国際的な視野と外国語によるコミュニケーション能力等を備えたグローバル社会を生き抜く人材を育成します。

ICT活用教育の推進については、多様化する子どもたちのための公正かつ個別最適化された学びの実現、危機事象時を含めあらゆる状況を想定した子どもたちの学習機会の確保を目指し、教育方法や学校運営を含む教育活動全体のデジタル化を一層進めます。

不登校については、教育機会確保法及び基本指針を踏まえ、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化及び不登校の状況に応じた社会的自立や学校復帰に向かうよう、段階的支援の在り方を見直し、一層の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

目指す将来像

障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で一人一人のニーズに対応したきめ細かな支援を受け、自立と社会参加ができる力を身に付けている。

次代を担う子どもたちが、国際化や情報化など社会情勢の進展に対応した資質、知識、技能、課題解決力を身に付け、多様な価値観を認め合っている。

特別支援教育に関する理解の啓発とともに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加等に対応しながら、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、自立と社会参加を促進するため、特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。

近年の在留外国人の増加等グローバル化が加速する社会において、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生きぬく人材の育成が求められるとともに、多様な人々との共生を可能とする資質と能力を育成する必要があります。

情報化、グローバル化が進展していくこれからの社会において必要となる情報活用能力の育成や分かりやすく深まる授業の実現等、教育の質を向上させるため、小学校から高等学校の各段階に応じた ICT の効果的な活用を図る必要があります。

子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。

取組方針 及び 取組内容

- 1 特別支援学校の教育環境の整備や職業教育の充実、教職員等の専門性の向上、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施、特別支援教育の理解啓発などの取組を推進します。

特別支援学校における特別支援教育の充実

- ・ 児童生徒の増加が著しい大和特別支援学校、中原特別支援学校、うれしの特別支援学校については、教室棟の増改築等を行い、教育環境の改善を図ります。（担当：教育総務課、特別支援教育室）
- ・ 県立特別支援学校6校においてスクールバスを運行することで、自力での通学が困難な児童生徒の通学を支援し、保護者等の送迎に係る負担軽減を図ります。（担当：特別支援教育室）
- ・ 新学習指導要領の趣旨や内容の周知を徹底し、各特別支援学校の校内研究や授業研究、外部人材を活用した研修会等を通して、各障害種に係る教職員の専門性の向上を図ります。（担当：特別支援教育室）
- ・ 就業体験や就職の受入れ企業等の開拓を進めるとともに、一般就労への意欲を高めるような進路指導と能力や適性に応じた就労支援に取り組みます。（担当：特別支援教育室）

- ・ 就業体験や企業現場における作業学習、ジョブティーチャー派遣による作業学習等の充実を図るとともに、企業等からの助言・指導を踏まえた支援・指導方法の改善など、企業等と連携した取組を推進します。（担当：特別支援教育室）
- ・ 知的障害高等部の職業コースにおいては、就職を前提とした専門的な教育に取り組むことで一般企業への就職を希望する生徒の職業自立をより一層推進します。（担当：特別支援教育室）

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 増加の著しい特別支援学級及び通級指導教室の担当教員を含む全ての教員の指導力向上を図るため、関係部署と連携しながら、県内の実情及び課題を踏まえた研修の充実を図ります。（担当：特別支援教育室、教育センター）
- ・ 特別支援教育の核として活動することが期待される教員を対象に、法規を含めた基礎理論、専門知識・技能等に関する特別支援教育アドバイザー養成研修を実施することにより、市町及び各小・中学校、義務教育学校における特別支援教育の推進を支援します。（担当：特別支援教育室、教育事務所）
- ・ 小・中学校等からの学びの連続性と、高等学校における生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援の充実を図るため、県立高等学校における通級指導教室の拡充に向けて、学校と関係課で協議を進めます。（担当：特別支援教育室、教職員課、学校教育課）
- ・ 発達障害のある生徒への一貫した支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会を開催することにより、教職員の専門性の向上を図るとともに、各学校種間の情報の共有及び引継ぎを促進します。（担当：特別支援教育室）
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員全体の特別支援教育に関する専門性向上を支援するとともに、効果的な校内支援体制の構築を図るための助言等を行うことで、幼稚園、小・中学校、高等学校等における校内支援体制の充実を図ります。（担当：特別支援教育室）
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、「障害のある子どもの学校生活支援事業」を実施し、幼稚園、小・中学校、高等学校等に巡回相談員や専門家を派遣することにより、発達障害を含む障害のある児童生徒等の支援に係る専門性の向上と校内支援体制の整備を支援します。（担当：特別支援教育室）

インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実

- ・ 市町教育委員会と連携しながら、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校等との居住地校交流を推進し、保護者や地域住民等への理解啓発を図ります。なお、ウイズコロナ、アフターコロナを踏まえ、間接的な交流を含めた居住地交流を推進していきます。（担当：特別支援教育室）
- ・ 就学前からの教育相談の充実など、適切な教育支援のための体制を整備する市町教育委員会に対し、先進例の情報を提供するなどの支援を行います。（担当：特別支援教育室）
- ・ 就学先の決定や合理的配慮について、市町教育委員会と保護者の合意形成が図られるよう、市町教育委員会と連携し、必要な支援を行います。（担当：特別支援教育室）
- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた研究及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた研究の成果を生かした学校への支援を行っていくことで、学校における特別支援教育の更なる理解啓発を進め、取組の充実を図ります。（担当：教育センター）

- 1 海外からの留学生や学校交流等の受入れを促進するとともに、引き続き、海外留学や海外研修に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また中高生の体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。

海外からの留学生や学校交流の受入促進

- ・ 海外からの留学生や学校交流を希望する海外の学校と県内の受入校とのマッチング、留学生の学校生活や学校交流の質を向上させるためのコーディネートを行います。（担当：教育振興課）
- ・ 海外からの留学生や学校交流の受入れを促進するため、ホストファミリーの新規獲得とともに、ホストファミリーのバンク登録者によるホームステイ受入れを推進します。（担当：教育振興課）

海外留学、海外研修に対する支援

- ・ 海外への興味・関心を喚起する事業や海外留学・海外研修に対する経済的支援を実施し、中学生、高校生の海外留学や海外研修を推進します。（担当：教育振興課）

体験的英語活動の推進

- ・ 学校が行うイングリッシュデイへの ALT 等の派遣や県教育委員会が企画する英会話キャンプ、民間施設を活用した英会話体験プログラム、コロナ禍でも実施可能なオンライン国際交流等の体験的英語活動を推進します。（担当：教育振興課）

- ・ 中高生を対象に、英語コンテスト等への参加を促し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。（担当：教育振興課）

教職員の海外研修の実施

- ・ 教職員の海外研修を実施し、より実践的な英語を学び、英語力や指導力を高めるための事業に取り組みます。（担当：教育振興課）

グローバルな視点を持った教育の普及

- ・ グローバルな視点を持った課題解決学習など、スーパーグローバルハイスクール（SGH：H28～R2文部科学省指定）の成果を活かした教育課程を継承し、研究成果の普及に取り組みます。（担当：教育振興課）

- 2 グローバル化に対応した教育を推進します。（本実施計画で設定）

英語教育の改善・充実

- ・ A L T等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に確保するなど、言語活動の改善・充実及び指導内容・方法等の研究に取り組み、外国語（英語）を通じて主体的にコミュニケーションを図る態度を育成します。また、教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。（担当：学校教育課）
- ・ 小学校外国語活動・外国語については、英語教育専科指導教員の配置や英語が堪能な外部人材を活用して研究を行う学校の成果を普及することで、教員の指導力向上や指導体制の充実などを図ります。（担当課：学校教育課）
- ・ 小・中・高の英語教育において、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導計画や指導法を研究するとともに、佐賀県の強みであるICTを活用した指導の充実を図るため、児童生徒の英語運用能力の測定を可能とするデジタル教材を開発し、各学校の授業や児童生徒の家庭学習の充実を図ります。（担当：学校教育課）

- 1 教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・改善を行いながら、全県規模でプロジェクトEを推進します。

ICT活用教育の推進

- ・ 校種別、教科別研修の充実等により、教職員一人一人が自らの強みと個性を発揮し、ICTを活用した質の高い指導が行えるよう、一人1台端末を活用した授業の改善や対面指導とオンライン教育を融合した学びのハイブリッド化に取り組みます。（担当：プロジェクトE推進室）
- ・ 県立学校においては、ICT活用に関する学校の取組目標について、学校訪問等により進捗状況を把握し、学校のニーズに合わせた研修の支援等を行うことにより、一人1台端末の活用場面の拡大を図るとともに、情報活用能力の育成に取り組みます。（担当：プロジェクトE推進室）
- ・ 県内外における一人1台端末の有効な活用事例の収集、活用方法の検討を行い、実践事例や有効な活用事例として紹介することにより、児童生徒の主体的活用の促進を図ります。（担当：プロジェクトE推進室）
- ・ 教職員を対象とした情報モラルに関する研修会を開催し、情報モラル教育に関する指導力の向上を図ります。また、家庭や地域、関係機関等との連携を強化した取組を行い、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。（担当：プロジェクトE推進室）
- ・ 県が全国に先駆けて取り組んだICT環境整備やICT利活用教育の経験、ノウハウ等を共有し、全市町の学校ICT環境の円滑な運用や更なる充実を図ります。（担当：教育総務課、プロジェクトE推進室）
- ・ 市町や国等との連携を図り、市町が主体的にICT活用教育に取り組むよう佐賀県ICT利活用教育推進協議会等を通じ積極的な支援を行い、ICT活用教育の県全域への拡大・充実に努めます。（担当：教育総務課、プロジェクトE推進室）
- ・ 市町及び各小・中学校、義務教育学校に対しては、各種研修会や個別訪問等を実施するなど、一人1台端末を活用した授業改善や校内推進体制づくりへのサポートを充実させます。（担当：プロジェクトE推進室）

- 1 不登校の未然防止、早期対応を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。（本実施計画で設定）

不登校対策の充実

- ・ 不登校児童生徒の社会的自立を促すため、学校・学校以外の場において行う多様で適切な活動等への支援の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備するとともに、不登校の状況に応じて小・中学校での別室対応への支援を行い、学校における不登校対策の充実のための取組を支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ スクールソーシャルワーカーについても、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な課題について、スクールソーシャルワーカーのコーディネートによる家庭や関係機関等が連携・協力する取組を支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ 加配教員を配置し、教育相談主任等が学校の要となって不登校対策や教育相談業務に集中できる環境をつくることで、不登校の未然防止や早期発見・早期対応を行い、不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう、学校における不登校対策の取組を支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ 教育支援センター「しいの木」の運営及び教育相談・訪問支援を拡充し、不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう支援します。（担当：教育センター、生徒支援室）
- ・ 県及び市町がそれぞれに設置する教育支援センター(適応指導教室)が相互に連携した取組を強化し、教育支援センター(適応指導教室)等における効果的な取組などを共有するための協議会を開催し、様々な関係機関等と連携して不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ 訪問支援の豊富な経験とノウハウを有する民間団体と協働し、自宅にこもりがちな不登校児童生徒の自宅を民間団体の支援員が訪問することで、社会的自立や学校復帰に向かうよう、計画的・継続的なカウンセリングやICTを活用した学習支援等を行います。（担当：生徒支援室）
- ・ 各中学校区におけるスクールカウンセラーなどを活用した研修会や連絡会等、小・中学校が連携した取組を推進し、義務教育9年間を通した不登校対策の充実を図ります。（担当：生徒支援室）

- ・ 「長期欠席・不登校対策スタンダード」、「スクールカウンセラーガイドライン」、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」等の不登校支援に関する資料を教育センターのホームページに集約するなど、資料活用による支援の充実を図ります。（担当：生徒支援室、教育センター）
- ・ 県立中学校にオンライン授業配信 支援員を配置し、不登校などの理由により教室での授業を受けることが困難な生徒に対し一人1台端末を生かした授業のオンライン配信（リアルタイム配信・オンデマンド配信）を行うなど、支援に取り組みます。（担当：プロジェクトE推進室）

指標

指標区分	指標名	基準値 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
			19年	20年	21年	22年
施策指標	特別支援学校高等部の生徒における就職者率	37.2%	現状の就職者率の維持を目指す。			
成果指標	特別支援学校児童生徒の居住地校交流実施率	26.4%	28.0%	29.0%	30.0%	31.3%
	海外からの留学生（1か月以上）の受入れ数	12人	12人	14人	16人	18人
	県立学校のICT利活用教育に関する取組目標の達成率	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
取組指標	特別支援学校へのジョブティーチャー派遣	156回	140回	前年度並	前年度並	前年度並
	特別支援学校生徒の企業現場における作業学習の実施	261回	260回	前年度並	前年度並	前年度並
	特別支援学校生徒の就業体験の実施	7,423日	7,205日	前年度並	前年度並	前年度並
	特別支援教育スキルアップ研修参加者数	974人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	特別支援学校公開・学校見学実施回数	0回	8回 各校1回	8回 各校1回	16回 各校2回	16回 各校2回
	ホストファミリーバンクへの登録世帯数	0世帯	5世帯	10世帯	15世帯	20世帯
	教育情報化推進リーダー研修受講回数（市町）	推進リーダー1人1回	推進リーダー1人1回	推進リーダー1人1回	推進リーダー1人1回	推進リーダー1人1回
	事業改善検討委員会の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回

VI 教育を支える人材の育成と環境の整備

【担当】教育総務課、教育振興課、教職員課、学校教育課、プロジェクトE推進室、保健体育課、教育センター

令和3年度のねらい

優秀な教職員の確保・育成については、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員を確保・育成するとともに、教職員のキャリアステージに応じた研修の実施による、資質や実践的指導力の向上、また、教職員の多忙化の軽減やメンタルヘルスの保持・増進を図ります。

学校施設の整備については、老朽化による施設改修、耐震化に伴う施設移転などに取り組み、安全安心な学校施設、学習環境を整備します。

また、学校における危機管理体制の確立・強化を図ります。

信頼される学校づくりのため、学校、家庭、地域が相互に理解し連携しながら、それぞれの立場から学校の教育活動を支援する取組を推進します。

県立高校の活性化や魅力づくりについては、高校と市町等が協働した取組をとおして、生徒に地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。また、今後の県立学校のあり方等について調査・研究をしていきます。

社会に開かれた教育課程の実現のため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用して地域と連携・協働した特色ある学校づくりを推進します。

修学支援については、育英資金や各種支援金により負担軽減を図ります。

目指す将来像

優秀な教職員が確保・育成されているとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもたちの「生きる力」を育む教育を支える環境が整備されている。

課題・対応

国際化や高度情報化、いじめ等の諸課題へ対応していくため、健康的でやりがいのある職場環境を整備し、教職員の多忙化の軽減を図るとともに教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員の確保・育成が必要です。

児童生徒の学習及び生活の場としての安全・安心で質の高い環境づくりや教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実が必要です。

登下校時や校内における事件、事故等から児童生徒を守るため、学校の危機管理体制を確立する必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、児童生徒や教職員が安心して活動できる学校環境を整備する必要があります。

今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化、生徒のニーズの多様化等の課題に対応するため、その時々々の教育課題に係る検証・改善を行い、学校の活性化を図る必要があります。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核とした学校と地域の連携・協働を図ることで、地域とともにある特色ある学校づくりを進める必要があります。

修学にかかる家庭の経済的負担を軽減し、学ぶ機会を保障する必要があります。

佐賀県総合計画 2019「課題・対応」に記載はないが、単年度の「課題・対応」として本実施計画上で設定

取組方針 及び 取組内容

- 1 教員採用選考方法を改善し、優秀な人材を確保するとともに、大学と連携し、指導力のある教員を養成します。また、教職の魅力を発信することで、教員を目指す人材の確保に努めます。

教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 教員採用選考方法の工夫や改善・充実を行い、創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求め、教育現場の課題に適切に対応できる教員の確保を図ります。（担当：教職員課）

大学との連携による指導力ある教員の養成

- ・ 県の求める資質を備えた人材を養成するため、県内の大学との連携の下、共同で養成課程の評価・改善などに取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めます。

また、教員志望の学生が、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等の様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進します。（担当：教育振興課、教職員課）

- ・ 佐賀大学教職大学院大学に教員を派遣することで、地域における学校教育のリーダーとなりうる、学校経営等のマネジメント力や高度な教科指導力等、より専門的な知識や技能を持つ教員の育成に努めます。（担当：学校教育課、教職員課）

教職の魅力の発信

- ・ 県内や近県の大学における教員採用試験の説明会や大学が実施する教師を目指す高校生向けのプログラムなどの場で、教職に就くことの魅力を大学生や高校生に伝えるなど、教職の魅力を積極的に発信していくことで、佐賀県の教員を目指す人材の確保につなげます。（担当：教職員課）

- 2 キャリアステージに応じた研修や教育課題に応じた研修などを実施し、教員の資質向上に取り組みます。

キャリアステージに応じた教職員研修の充実

- ・ 「学校評価」や「教職員人事評価制度」を通じて得られた成果や課題などを踏まえ、必須研修や希望等研修、特別研修の整理・体系化など、研修の充実を図り、教職員のキャリアステージに応じた研修体系による資質や能力の向上に取り組みます。（担当：教育振興課、教職員課、教育センター）
- ・ 県内の大学等と構成する教員育成協議会での協議を経て策定した「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（教員育成指標）の活用を図るとともに、当該指標を踏まえた教員研修計画を策定します。（担当：教育振興課、教職員課）

民間企業等への体験研修の実施

- ・ 民間企業や国、知事部局及び県警察本部への派遣研修を実施し、教員の社会的視野を広げて指導力の向上を図ります。（担当：教育振興課、教職員課、学校教育課）
- ・ 学校と地域社会との連携を強めることで、開かれた学校づくりを推進するために、民間企業等への体験研修を実施し、社会人としての広い視野や柔軟性に富む職務遂行能力など、教員としての資質及び指導力の向上を図ります。（担当：教育振興課、教育センター）

専門的で高度な知識や技能を持つ教職員の育成

- ・ 佐賀大学（教育学部等）と連携し、教職員の 必須研修等の機会に、大学の多様な資源を効果的に活用した各種の専門的な研修機会を提供します。（担当：教育振興課、学校教育課、教育センター）

- ・ 教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。（担当：学校教育課）

- 3 学校現場における業務改善に取り組みます。

教職員の多忙化の軽減

- ・ 「県立学校 教職員出退勤管理システム」により、県立学校の教職員の勤務時間を客観的に把握するとともに、事後検証を行いながら「学校現場の業務改善計画」に掲げる取組を推進していきます。（担当：教職員課）
- ・ 児童生徒の適正な登校時間の設定や時間外の電話対応の制限など、教職員の負担軽減に繋がる取組を、市町教育委員会と密に連携して推進していきます。（担当：教職員課）
- ・ 会議の縮減や「勤務時間の適正化」等に係る通知の発出、調査・提出物の見直しなど業務のスリム化を図り、学校現場の業務改善計画を実践していきます。（担当：教職員課）
- ・ 市町教育委員会に設置されている「多忙化対策検討会」、県立学校に設置されている「衛生委員会」を中心に、多忙化解消に係る優良事例の共有を行い、教員の多忙化の軽減に向けて取り組むよう働きかけていきます。（担当：教職員課）
- ・ 業務のデジタル化を推進するとともに、統合型校務支援システムを含めたICTの活用を行うことで、業務の改善や効率化を図っていきます。（担当：教職員課）
- ・ 学校が抱えている課題に対して、主幹教諭や指導教諭を活用した学校運営を推進することや、事務職員等教員以外の職員等も活用し、組織として対応していく「チーム学校」の取組を進めます。（担当：教職員課）
- ・ 学校の事務職員である教育行政職を対象とした資質・能力向上のための研修を充実させ、人材育成を図るとともに、ICT活用教育やコミュニティ・スクールなどを教育行政職の標準的業務に加えるなど担当業務を拡大し、学校経営への積極的な参画を推進していきます。（担当：教職員課）
- ・ スクール・サポート・スタッフや学習指導員などの専門スタッフを配置して、教員の業務支援を図り、教員が一層、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備していきます。（担当：教職員課、教育総務課、教育振興課、学校教育課、保健体育課）
- ・ 単独での指導及び引率ができる部活動指導員を市町や県立中学校に配置し、部活動に係る顧問教員の負担軽減を進めます。（担当：保健体育課）

教職員の心身の健康管理の充実

- ・ 心身の健康に関する各種研修や公立学校共済組合佐賀支部が行う各種講習等を通して、自らの健康への意識啓発と、健康診断・ストレスチェック結果を踏まえた生活習慣の改善やストレスへの対処などのセルフケア能力の向上を促します。（担当：教職員課）
- ・ 校長等が心の健康の重要性を十分認識し、学校ごとのストレスの状況や日常的な教職員の状況把握に努めたり、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応ができるよう、管理職等を対象に研修を実施し、ラインによるケアの充実を図ります。（担当：教職員課）
- ・ 教職員が心身ともに健康で、活き活きと職務を遂行できるよう、労働安全衛生管理体制の整備・充実を図ることで、気軽に相談したり、情報交換をしたりすることができる良好な職場環境づくりに努めます。（担当：教職員課）
- ・ 産業医や保健師等による相談体制の充実を図るとともに、公立学校共済組合佐賀支部が設置している各種相談窓口の積極的な活用を促すことで、教職員のメンタルヘルス不調の予防と病気休業者の円滑な職場復帰を支援します。（担当：教職員課）

- 4 教職員の服務規律の徹底を図ります。（本実施計画で設定）

教職員の服務規律の徹底

- ・ 管理職からの指導や既存の研修を通じて教職員としての職責の重要性を十分に自覚させることで、服務規律の保持に努めます。また、不祥事等の発生防止に向け、教職員一人一人の意識改革へ向けた働きかけや各種研修の内容の充実を図るとともに、万一の発生時には、厳格で適切な対応に努めることで、教育への信頼を確保していきます。（担当：教職員課）

- 5 教職員人事評価制度の活用により学校の活性化や人材の育成を図ります。
(本実施計画で設定)

教職員人事評価制度の活用

- ・ 「教職員人事評価制度」の改善に取り組み、同制度が、学校の活性化や教職員の人材育成のツールとして定着し、教職員一人一人の資質の向上や能力の開発、各学校の教育目標の達成や課題の解決に役立つ、より効果的な制度となることを目指します。（担当：教職員課）
- ・ 「教職員人事評価制度」においては、教職員に求められる資質・能力、学習指導、生徒指導、学校経営などの力を整理し、業績と能力の両面から適正な評価を行い、評価者が被評価者にフィード

バックすることで教職員一人一人の個性や特性を生かしながら、職務遂行能力の向上を促していきます。また、適正な評価が行われるように、評価者を対象とした研修を実施します。（担当：教職員課）

- ・ 指導不適切教員等に対しては、研修の一層の充実を図るとともに、人事上の措置についても適切に対処します。（担当：教職員課）

- 6 意欲や専門性に富んだ人材の活用を図ります。（本実施計画で設定）

意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援し、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てます。（担当：教職員課）
- ・ 優れた指導力を持つ教員をスーパーティーチャーとして認証することで、スーパーティーチャーの十分な活用ができるよう所属校での業務量などにも配慮した上で、その専門的な力量を所属校だけでなく、広く県内において活用し、教職員の指導力の向上に取り組みます。（担当：教職員課）
- ・ 意欲や創造性を持った教員や、特定の政策課題等に関する研修等を受講して一定の専門性を備えた教員などの情報を集約し、これらの教員を核とした地域や学校での課題解決力の向上を図ります。（担当：教職員課）
- ・ 市町立小・中学校と特別支援学校との間での教職員の人事交流をはじめとして、専門性を高めるための人事交流を促進します。（担当：教職員課）
- ・ 主幹教諭及び指導教諭の配置並びに再任用制度を効果的に活用することで、教員の急速な世代交代に対応するとともに、教育指導の充実を図ります。（担当：教職員課）

- 1 安全安心な学校施設、学習環境を整備します。

学校施設の整備推進

- ・ 学校施設の特性に応じた長期保全計画（個別施設計画）に基づき計画的に施設の改築及び保全工事を実施することで、学校施設の老朽化対策を行います。また、国庫補助事業活用等の助言を行うことで、市町立の小・中学校においても老朽化対策などによる施設環境の改善が計画的に実施されるよう努めます。（担当：教育総務課）

- ・ 耐震化に伴う神埼高校の改築については、施設移転を完了します。また、耐震化が完了していない市町へは、早期完了についての働きかけを行います。（担当：教育総務課）
- ・ 県立学校の施設・設備の改修に取り組むことで、誰にでも利用しやすい学習施設環境の提供、施設・設備の機能の維持向上などを図ります。（担当：教育総務課）

ICT環境の整備

- ・ 学校現場からの意見・要望等を踏まえながら教育情報システムの機能の改善を図り、校務負担の軽減や指導の効率・高度化に取り組みます。あわせて、市町における教育委員会単位での教育情報システムの導入・活用を推進します。（担当：教育総務課）
- ・ 県立学校一人1台学習用PC配備の強みを活かして、主体的・対話的で深い学びのさらなる充実を図るとともに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障できるよう、さらなるICT環境の整備を進めていきます。（担当：教育総務課）
- ・ 教育情報ポータルサイト（教育センターWeb）の充実を図り、最新の教育情報や教育センターの研究成果や教材・指導案等を提供しサイトの利活用促進に取り組むことで、教職員の自己研修環境の充実に努めます。（担当：教育センター）

情報セキュリティ対策の強化

- ・ 学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を受け設置した、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策検討委員会の提言を踏まえ、実施計画に基づき情報セキュリティ対策に取り組みます。（担当：教育総務課）

- 1 学校の危機管理体制の確立・強化を図ります。（本実施計画で設定）

学校の危機管理体制の確立・強化

- ・ 県教育委員会で作成した「教育現場における安全管理の手引き」及び各学校における危機管理マニュアル等について絶えず検証し、必要な見直しを行うとともに、新任管理職などを対象とした危機管理研修や学校における全職員対象の校内研修の実施などを通して、危機管理能力の更なる向上を進めます。（担当：教育総務課）
- ・ 万一の際に関係者が迅速かつ効率的に情報を共有し、的確な対応ができるよう、関係者間の報告・対応ルールの適切な運用を図ります。（担当：教育総務課）

- 1 児童生徒が安心して学ぶことができるよう、学校での新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、学校教育活動の継続を図ります。（本実施計画で設定）

新型コロナウイルス感染症対策の徹底

- ・ 児童生徒の健康観察や手洗い・咳エチケット・換気等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、地域の感染状況に応じた教育活動の実施等について、県立学校及び市町教育委員会に指導助言するなどして、学校における感染対策の一層の徹底を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 児童生徒やその家族等が感染した場合や感染の疑いがある場合の対応について保護者等の理解と協力を得るとともに、県健康福祉部や市町教育委員会等と迅速に情報を共有して臨時休業の必要性等の判断を行う等、児童生徒の学びの場を適切に確保できるよう、関係者が一体となって取り組みます。（担当：保健体育課）
- ・ 学校現場が、新型コロナウイルス感染症対策の継続した対応を行いながら、教員の負担軽減を図り、児童生徒の学びの保障に注力できる体制を構築するため、校内の消毒作業など、教員の専門性を必要としない業務に従事するスクール・サポート・スタッフを配置します。（担当：教職員課）

オンライン授業への対応

- ・ 教員と児童生徒がオンライン授業の実施や受講のためのスキルを継続して備えておくための研修を実施します。（担当：プロジェクトE推進室）
- ・ 自宅に通信環境等がなく、所属校や最寄りの県立学校等でもオンライン授業を受講することが困難な児童生徒に対して、モバイルルータ等の通信機器を貸し出します。（担当：教育総務課）
- ・ 著作権処理に必要な補償金を負担することにより、県立学校の教員が授業のオンライン配信（公衆送信）を円滑に行う環境を整備します。（担当：プロジェクトE推進室）

- 1 県立高校と市町等が協働し、地域活性化に資する取組等を行うことにより、生徒に地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。

魅力と活力ある高校づくりの推進

- ・ 県立高校と所在する市町等が協働し、地域的課題の解決など地域活性化に資する取組や、地域ならではの資源や人材を活用した教育環境の向上への取組を行うことで、生徒が地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。（担当：学校教育課）

- ・ 「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（第1次）」（平成26年12月策定）に基づき再編・改編を行った学校について、円滑な学校運営ができるよう支援します。（担当：教育振興課）

県立学校における教育課題の検証・改善

- ・ 県立学校の活性化などについて検討を行うとともに、今後の県立学校のあり方等について調査・研究していきます。（担当：教育振興課）

- 1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用した特色ある学校づくりを推進します。

コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校づくり

- ・ コミュニティ・スクールについては、導入に向けた助言、情報提供や「佐賀県コミュニティ・スクール研究大会」の開催などにより、市町教育委員会や学校等を支援することで県内における導入を進め、コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校づくりを推進します。（担当：教育振興課、学校教育課）

- 1 教育費に係る負担軽減を図るとともに、必要な人に必要な額の育英資金が貸与できるよう制度の周知を図ります。（本実施計画で設定）

修学支援の充実

- ・ 県立高校 に在学する生徒に対し支援金を支給することで、県立高校における授業料の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与します。（担当：教育総務課）
- ・ 高校生等がいる低所得世帯の保護者等に対し給付金を支給することで、公立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与します。（担当：教育総務課）
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対し、要件を満たす希望者全員に育英資金を貸与することで、将来有為な人材の育成に寄与します。また、返還金が今後の貸与者への財源となることから、滞納の発生防止に努めるとともに、滞納者の状況にも配慮しながら滞納対策を行い、育英資金制度の適切な運営に努めます。（担当：教育総務課）

- 育英資金のうち、高額通学費加算については、令和2年度育英学生採用者から貸付限度額の上限を撤廃し、県内のどこに居住していても希望する県内高等学校等へ進学できるようにしました。さらに、県内企業の働き手確保の点から、貸付金返還中5年間県内に居住かつ就業することで返還を免除することができます。（担当：教育総務課）

指標

指標区分	指標名	基準値 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
			19年	20年	21年	22年
施策指標	特別支援学校教諭免許状 ¹ を持つ職員数	1,126人	人数の増加を目指す。			
成果指標	中堅教諭等資質向上研修受講後アンケートにおいて、研修で学んだ内容を「大いに実践できた」「実践できた」と回答した受講者の割合		90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	県立学校校種別教職員月間平均時間外勤務時間数	55時間	50時間	45時間	45時間	45時間
	コミュニティ・スクール導入校の割合	20.3%	21.5%	23.0%	24.5%	26.0%
取組指標	第3日曜日を部活動休養日として実施した公立中学校の割合	99.2% (18年)	99.2% 以上	99.2% 以上	99.2% 以上	99.2% 以上
	情報セキュリティ監査の実施状況	全県立学校	全県立学校	全県立学校	全県立学校	全県立学校
	コミュニティ・スクール研究大会参加人数	112人	140人	160人	180人	200人

※1 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校において、担任や教科担当をするために必要な免許状。発達障害等特別な配慮を要する児童生徒数や特別支援学級数の増加に伴い、特別支援学校以外の学校においても、特別支援教育に関する専門性をもった教員数の増が求められている。

【巻末資料】関係事業等の令和3年度予算額（当初）

*すべての柱において「予算額」には会計年度職員の給与費を含む

I 志を高める教育の推進

取組方針	取組内容	事業等名称	予算額 (千円)
各学校が地域と連携しながら自らの強みを磨き上げるとともに、その魅力を積極的に発信することで、県内外から生徒が集まる唯一無二の誇り高さ学校づくりを推進します。	魅力と活力ある高校づくりの推進	地域とつながる高校魅力づくりプロジェクト事業	11,548
	広報・情報発信の強化	SAGAハイスクールプロモーション事業	12,302
	全国募集の促進		
児童生徒の夢や目標の実現の基盤となる児童生徒の「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」、「主体的な学習態度」の育成を目指し、授業改善や指導力向上などの取組を推進します。	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の改善・充実	教育課程研究集会	370
		研究委嘱事業	8,239
		新学習指導要領研究事業	0
		大学受験力及び学力向上推進事業	3,349
		研究調査事業	1,759
		研修講座事業	5,791
小・中・高等学校の発達段階に応じた郷土学習を推進することにより、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、佐賀のよさを語ることができる人材の育成に取り組みます。	さがを誇りに思う教育の推進	さがを誇りに思う教育推進事業	4,546
子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教育の充実に取り組みます。	キャリア教育の充実	キャリア教育支援事業	7,503
	体験活動の推進	先進的な取組事例の紹介	-
	地域産業を担う人材の育成	未来SAGA産業人材育成プロジェクト推進費	77,390
	高校生の就職支援の充実	キャリア教育支援事業	再掲
		未来SAGA産業人材育成プロジェクト推進費	再掲
海外を含む様々な地域の人々との交流により、多様な価値観や文化に触れ、広い視野を持ち自分の活躍の場を考えられる人材の育成に取り組みます。	海外からの留学生や学校交流の受入促進	留学生受入促進プロジェクト事業	550
	海外留学、海外研修に対する支援	留学等支援事業	18,000
		留学機運醸成事業	1,000
		海外研修旅行の支援（団体）	3,000
		未来のスペシャリスト海外研修の実施	8,280
部活動が生徒にとって望ましいものとなるような環境の構築と、学校の働き方改革も考慮した部活動改革に取り組みます。	持続可能な部活動に向けた改革の推進	部活動改革推進プロジェクト事業	3,543
	文化芸術活動の活性化	さが総文継承事業	6,779

II 確かな学力を育む教育の推進

取組方針	取組内容	事業等名称	予算額 (千円)
児童生徒の確かな学力の育成に向け、各学校における学力向上の検証・改善サイクルの徹底を図ります。	県調査、全国調査の分析と結果の活用促進	全国学力調査活用学力向上対策事業	2,938
		佐賀県小・中学校学習状況調査の実施	6,100
		佐賀県学力向上対策検証・改善委員会の開催	76
		諸調査集計・分析システムの運営	4,286
	学力向上対策の充実	家庭・地域の教育力向上推進事業	1,591
		放課後等補充学習支援事業	13,650
学力向上推進教員配置事業		1,321	
新学習指導要領を踏まえ、教育の工夫や主体的・対話的で深い学び等を取り入れた各学校の指導方法改善の取組を推進します。	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の改善・充実	教育課程研究集会	再掲
		研究委嘱事業	再掲
		新学習指導要領研究事業	再掲
		大学受験力及び学力向上推進事業	再掲
		研究領域「英語教育」に係る指定校の委嘱	再掲
		外国語教育推進事業	1,181
		小学校英語教育専科指導教員加配事業	-
		英語指導員等活用研究事業	3,101
		小学校理科専科指導教員加配事業	-
		小学校高学年専科指導教員加配事業	-
	語学指導等外国青年（ALT）招致事業	81,247	
	研究調査事業	再掲	
	研修講座事業	再掲	
	授業改善の推進	小中連携による学力向上推進地域指定事業	6,178
放課後等補充学習支援事業		再掲	
家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組めます。	家庭や地域との連携推進	学力向上フォーラムの開催	815
		家庭学習の手引き（保護者用リーフレット）の作成	746
きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図ります。	少人数学級・チームティーチングの実施	小学校第3学年における少人数学級の実施	128,000
		中学校第1学年における少人数学級又はTTによる指導の選択制	80,500
		小学校チームティーチング非常勤講師配置事業	11,227
		中学校チームティーチング非常勤講師配置事業	11,830
		中学校少人数授業等非常勤講師配置事業	61,537
	教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実	佐賀県教育関係職員採用選考試験実施	5,600
	I C T 利活用教育環境の整備・充実	I C T 利活用教育支援事業	32,323
	校種間連携の推進による効果的指導法の構築	小中連携教育の取組支援	-
		園長等運営管理協議会の実施	-
		幼児教育講座の実施	-
	佐賀大学との連携による取組	佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究所及び佐賀県教育委員会との連携・協力事業	-
	帰国・外国人児童生徒の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制の充実	帰国・外国人児童生徒教育の推進支援事業	2,444

III 豊かな心を育む教育の推進

取組方針	取組内容	事業等名称	予算額 (千円)	
家庭・地域と連携しながら、道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を推進します。	道徳教育の推進	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	1,372	1
		ふれあい道徳教育の実施	-	2
	読書活動の充実	読書活動の充実に向けた取組	-	2
	体験活動の推進	先進的な取組事例の紹介	-	2
	人権・同和教育の推進	人権・同和教育充実費	1,827	
	主権者教育の推進	主権者教育推進事業	-	2
いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。	教育相談体制の充実	スクールカウンセラー等配置事業	104,124	
		スクールソーシャルワーカー活用事業	67,088	
		スーパーアドバイザー配置事業	1,424	
		心のテレホン相談事業	13,409	
		養護非常勤職員の配置	-	2
	いじめ問題対策の充実	いじめ防止対策推進事業	3,073	
		いじめ対策等外部人材活用事業	15,072	
		いじめ防止対策研修会	-	2
		心のテレホン相談事業	再掲	
	生徒指導体制の充実	生徒指導連盟補助	1,800	
		いじめ対策等外部人材活用事業	再掲	
		いじめ防止対策研修会	再掲	
不登校の未然防止、早期対応を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。	不登校対策の充実	スクールカウンセラー等配置事業	再掲	
		スクールソーシャルワーカー活用事業	再掲	
		教育支援センター事業	6,998	
		訪問支援による社会的自立(学校復帰サポート事業)	19,504	
		別室における学校生活支援員事業	20,926	
		教育支援センター機能強化事業	5,870	

IV 健やかな体を育む教育の推進

取組方針	取組内容	事業等名称	予算額 (千円)	
各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるように支援するとともに、学校体育の充実や、合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進を図ります。	体力向上へ向けた学校の取組の充実	子どもの体力向上推進事業	1,554	
	学校体育の充実	学校体育指導者講習会等開催	1,839	
		学校体育スポーツ推進事業	4,785	
		体育・保健体育指導力向上事業	1,551	
	運動部活動の推進	中学校・高等学校総合体育大会助成事業	9,780	
		運動部活動指導者研修会の開催	511	
		マイクロバス等安全運転研修会の開催	369	
		運動部活動外部指導者派遣事業	1,574	
		学校スポーツ競技力向上推進事業	242	
		2024年度全国高校総体北部九州大会開催事業	1,694	
	安全で安心な学校給食の実施や学校の教育活動全体を通じた食育を行うとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育の取組の推進を図ります。	安全安心な学校給食の実施	栄養教諭等研修事業	1,717
		食育の充実	栄養教諭等研修事業	再掲
栄養教諭の配置		栄養教諭の配置	-	
児童生徒の健康の保持増進を図るため、家庭や地域の関係機関等との連携により、学校保健計画に基づき、保健管理や保健教育等に取り組みます。	学校保健の推進	健康診断等事業	72,491	
	性に関する指導の推進	性教育推進事業	1,415	
	がん教育の推進	がん教育総合支援事業	980	
児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校における安全教育を推進します。	安全教育の推進	学校安全総合支援事業	6,158	
		学校安全教育指導者研修会の開催	425	
		学校安全ボランティア研修会の開催	61	

V 多様なニーズに対応した教育の推進

取組方針	取組内容	事業等名称	予算額 (千円)
特別支援学校の教育環境の整備や職業教育の充実、教職員等の専門性の向上、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施、特別支援教育の理解啓発などの取組を推進します。	特別支援学校における特別支援教育の充実	特別支援学校整備事業(大和特別支援学校)	433,232
		特別支援学校整備事業(うれしの特別支援学校)	125,413
		特別支援学校整備事業(中原特別支援学校)	114,747
		県立特別支援学校におけるスクールバスの運行	115,446
		特別支援学校の教職員の専門性の向上	767
		就業体験の推進及び就労支援コーディネーターの配置	10,335
		企業等との協働体制の整備	4,135
		特別支援学校高等部の企業等と連携した作業学習等において必要となる主な備品等の整備	214
	幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実	看護師配置による特別支援学校における医療的ケア支援	67,064
		幼稚園、小・中学校、高等学校の教職員の専門性の向上	1,978
	インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実	巡回相談員及び専門家の派遣	2,735
		就学相談に係る市町教育委員会への支援や合理的配慮及び基礎的環境整備等についての理解推進等	1,941
		特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の小・中学校等や団体等との交流及び共同学習の推進	869
			研究調査事業
海外からの留学生や学校交流の受入れを促進するとともに、海外留学や海外研修に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また中高生の体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。	海外からの留学生や学校交流の受入促進	留学生受入促進プロジェクト事業	再掲
	海外留学、海外研修に対する支援	留学等支援事業	再掲
		留学機運醸成事業	再掲
		海外研修旅行の支援(団体)	再掲
		未来のスペシャリスト海外研修の実施	再掲
	体験的英語活動の推進	中高生の体験的英語活動の充実	18,824
		英語コンテストの活性化	7,380
	教職員の海外研修の実施	教職員の海外研修の実施	5,664
グローバルな視点を持った教育の普及	スーパーグローバルハイスクール(SGH)の研究成果の継続・普及	480	
グローバル化に対応した教育を推進します。	英語教育の改善・充実	研究領域「英語教育」に係る指定校の委嘱	再掲
		外国語教育推進事業	再掲
		語学指導等外国青年(ALT)招致事業	再掲
		小学校英語教育専科指導教員加配事業	再掲
		英語指導員等活用研究事業	再掲
教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・改善を行いながら、全県規模でプロジェクトEを推進します。	ICT活用による学校支援の推進	ICT利活用教育支援事業	再掲
		学校教育情報化運営	3,838
		ICT利活用教育関連整備事業	138,924
		学習用PC整備関連事業	447,153
		県立学校パソコン整備事業(校務用PC整備等)	73,652
		プロジェクトE市町展開サポート事業	1,936
		オンライン教育環境整備事業	13,474
		ネット社会の歩き方講師育成セミナー	-
		佐賀県情報モラル研修会	75

取組方針	取組内容	事業等名称	予算額 (千円)
子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教育の充実に取り組みます。	キャリア教育の推進	キャリア教育支援事業	再掲
	地域産業を担う人材の育成	未来SAGA産業人材育成プロジェクト推進費	再掲
	高校生の就職支援の充実	キャリア教育支援事業	再掲
		未来SAGA産業人材育成プロジェクト推進費	再掲
不登校の未然防止、早期対応を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。	不登校対策の充実	スクールカウンセラー等配置事業	再掲
		スクールソーシャルワーカー活用事業	再掲
		教育支援センター事業	再掲
		訪問支援による社会的自立(学校復帰)サポート事業	再掲
		別室における学校生活支援員事業	再掲
		教育支援センター機能強化事業	再掲

VI 教育を支える人材の育成と環境の整備

取組方針	取組内容	事業等名称	予算額 (千円)	
教員採用選考方法を改善し、優秀な人材を確保するとともに、大学と連携し、指導力のある教員を養成します。	教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実	佐賀県教育関係職員採用選考試験実施		再掲
	大学との連携による指導力ある教員の養成	佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力事業		- 2
		現職教員の大学院、教育養成系大学附属学校への派遣		- 2
キャリアステージに応じた研修や教育課題に応じた研修などを実施し、教員の資質向上に取り組みます。	キャリアステージに応じた教職員研修の充実	現職教員各種研修会	1,686	
		初任者研修事業	9,118	
		初任者研修事業に係る会計年度任用職員配置事業（小学校、中学校、高等学校）	58,482	
		教員育成協議会運営	324	
	民間企業等への体験研修の実施	県立学校教員民間企業等派遣研修		- 2
		企業・福祉施設等体験研修		- 2
		文部科学省等派遣研修	2,307	
	専門的で高度な知識や技能を持つ教職員の育成	佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力事業		- 2
		現職教員各種研修会	再掲	
		大学院長期研修派遣	14,682	
		現職教員を対象とした佐賀大学講座の開講		- 2
		中・高等学校英語担当教員対象の中央研修	1,000	6
		英語教育推進リーダー中央研修伝達講習	1,162	6
		指導主事による学校訪問研修及び教育情報化推進リーダー研修		- 2
	学校現場における業務改善に取り組みます。	教職員の多忙化の軽減	市町教育委員会が設置している多忙化対策検討会への支援	
「チーム学校」の推進				- 2
教育行政職員研修			1,429	
県立学校教職員出退勤管理システム運用費			2,376	
公立学校業務デジタル化推進事業費・運営費			18,272	
スクール・サポート・スタッフ配置事業			72,906	
教職員の心身の健康管理の充実		教育関係職員健康対策事業	850	
		ストレスチェック	1,591	
		教育関係職員衛生管理者資格取得事業	467	
		各種健康診断、人間ドック	57,712	
教職員の服務規律の徹底を図ります。	教職員の服務規律の徹底	服務規律等に関する各種職員研修	749	
教職員人事評価制度の活用により学校の活性化や人材の育成を図ります。	教職員人事評価制度の活用	人事評価制度		- 2
		指導不適切教員判定委員会	135	
		指導改善教員研修		- 2
意欲や専門性に富んだ人材の活用を図ります。	意欲や専門性に富んだ人材の活用	優秀な教職員等表彰（教育長表彰）	479	
		スーパーティーチャー認証及び活用		- 2
		教員の中高人事交流		- 2
		教員の他県との人事交流		- 2

取組方針	取組内容	事業等名称	予算額 (千円)
安全安心な学校施設、学習環境を整備します。	学校施設の整備推進	県立学校耐震改修促進事業	327,805
		校舎等施設整備事業	263,783
		長期保全整備事業	804,337
	I C T 環境の整備	教育情報システム運用事業費	382,792
		教育用情報システムの管理運営	9,429
	情報セキュリティ対策の強化	教育情報システムセキュリティ対策事業費	3,248
学校の危機管理体制の確立・強化を図ります。	学校の危機管理体制の確立・強化	危機管理マニュアル等の見直し	-
		危機管理研修会	-
県立高校と市町等が協働し、地域活性化に資する取組等を行うことにより、生徒に地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。	魅力と活力ある高校づくりの推進	地域とつながる高校魅力づくりプロジェクト事業	再掲
	魅力と活力ある高校づくりの推進 (生徒減少期への対応)	県立高校再編整備	112
		再編前高校の閉校	1,442
		新高校スクールバス運行事業	32,014
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用した特色ある学校づくりを推進します。	コミュニティ・スクールの導入促進	コミュニティ・スクール推進事業	1,894
教育費に係る負担軽減を図るとともに、必要な人に必要な額の育英資金が貸与できるよう制度の周知を図ります。	修学支援の充実(就学支援金・奨学給付金)	公立高等学校就学支援金	1,790,796
		奨学のための給付金	284,694
	修学支援の充実(育英資金)	育英資金貸付金	538,656
			育英資金特別会計

2

2

- 1 「研究委嘱事業」予算額の一部
- 2 「-」は、事業費として予算を計上していないもの
- 3 「家庭・地域の教育力向上推進事業」予算額の一部
- 4 「学校体育指導者講習会等開催」予算額の一部
- 5 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費」予算額の一部
- 6 「外国語教育推進事業」予算額の一部

【巻末資料】用語解説

本実施計画に出てくる用語等について、解説を記載しています。

複数箇所に出てくる用語については、最初に出てきた箇所に準じて順番に記載

はじめに

SDGs

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goals の略。

ESD

持続可能な開発のための教育。Education for Sustainable Development の略。

志を高める教育の推進

大学入学共通テスト

大学入試センター試験に代わり、令和3年度大学入学選抜から導入される。大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とし、各教科・科目の特質に応じ、思考力・判断力・表現力を中心に、知識・技能の状況についても評価を行うこととされている。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。自己の在り方や生き方について考える姿勢を養うとともに、若者の勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を目指すなど、社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を目指す。社会人講師による講話や職場体験活動、インターンシップなどの取組を行う。

キャリア・パスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオのこと。

インターンシップ

生徒が実際の企業などで就業体験をすることであり、職場体験ともいう。生徒が職業そのものや自己の適性を知ること、仕事や働くことについて考えることの契機になっている。

確かな学力を育む教育の推進

主体的・対話的で深い学び

子どもたちが、学習内容を自らの生活や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質や能力を身に付け、生涯にわたって主体的に学び続けることができるようにするため、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの深まりを重視した学び。

従来の教師による説明を中心とした受け身の学習から、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの視点での児童生徒による能動的な学習や授業の改善が求められている。

佐賀県小・中学校学習状況調査（県調査）

佐賀県が、県内の児童生徒の学力状況を把握するために、平成14(2002)年度から実施している調査。12月に小学4～6年、中学1・2年を対象に教科に関する調査（国語、算数・数学、社会、理科、英語（中学のみ））を実施する。

全国学力・学習状況調査（全国調査）

文部科学省が、全国的な児童生徒の学力状況等を把握するために、平成 19（2007）年度から実施している調査。国・公・私立学校の小学 6 年、中学 3 年（原則として全児童生徒）を対象に、教科に関する調査（2021 年度は、5 月に国語、算数・数学）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査及び学校を対象に、指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査が実施される。

学力向上の検証・改善（PDCA）サイクル

県調査や全国調査等の結果を活用し、児童生徒の学力向上に向け、計画（plan）、取組（do）、結果分析（check）、取組の見直し（action）を繰り返し行い、継続的に学力向上に向けた取組の改善を図るための手法。

佐賀県学力向上対策検証・改善委員会

大学関係者、有識者、保護者、教育関係者等からなる組織で、全国・県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果検証を行う。

強化する 4 つの取組

これまでの学力向上に向けた取組の検証・改善を行い、市町教育委員会と連携し各公立小・中学校及び義務教育学校において全ての教職員による「共通理解と共通実践」に基づき強化〔「継続」と「徹底」〕していく 4 つの取組。4 つの取組は、以下のとおり。

- 1 全職員による共通理解と共通実践
- 2 学習内容の定着に向けた分かりやすい授業の実践
- 3 授業改善に向けた校内研修等の充実
- 4 家庭学習の充実に向けた指導の徹底

学力向上対策コーディネーター

各学校において、学力向上対策を推進するに当たり、その中核を担う教員。全国調査や県調査等の分析をはじめ、学力向上対策評価シート の作成や授業改善の取組推進に関することなどの役割を担う。

学力向上対策評価シート

全国調査や県調査の結果から明らかとなった課題及びその改善に向けた重点的な取組について、全職員が共通理解・共通実践するためのシートで、各学校が取り組む学力向上の PDCA サイクルに活用するもの。

学力向上推進教員

高い教科指導力があり、また学力向上を支える学級経営等、幅広い知見を有する教員で県内 10 校に各 1 名配置。勤務校に週 3 日、勤務校以外の支援校 1 校に週 2 日勤務し、チームティーチングによる授業改善やモデル授業を行い、教員へ指導力向上のための助言や学校の改善計画への指導など、各学校の課題に応じた支援を継続的に行う。

ALT

外国語（英語）を母国語とする外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成及び国際理解の深化を図り、英語担当教員の助手として英語の指導に当たるため、小学校・中学校・高等学校等に配置されている。

英語教育専科指導教員

英語教育に関する高い専門性を持った教員で、学習指導要領における小学校外国語教育の充実及び小学校の学級担任の業務改善を図るため、学級担任に代わって外国語活動の授業を行う。

理科専科指導教員

専門的な知識や技能が必要となる小学校 5、6 年生の理科において、よりきめ細かな指導を行うため、指導方法の工夫改善に取り組む学校に配置している教員。理科専科指導教員と学級担任の 2 人による学習指導を行っている。

高学年専科指導教員

専門的な知識や技能が必要となる小学校5、6年生において、小学校の学級担任の業務改善を図るため、学級担任に代わって教科の授業を行う。

学力向上フォーラム

家庭・地域の教育力向上のため、県内2か所で市町教育委員会との共催及び佐賀県PTA連合の後援を受け開催。開催市町の課題改善に向けた講演や先進的な取組についての実践報告などを行う。

少人数学級による指導（小学校第3学年）

きめ細かな指導で、一人一人の成長をサポートし、夢や目標を実現しようとする子どもたちの「志」を応援することを目的として、小学校第3学年において36人以上の学級がある学校に教員を1人加配し、少人数学級による指導を実現するもの。

少人数学級又はチームティーチングによる指導の選択制（中学校第1学年）

中学校第1学年において不登校などの発生件数が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るとともに、個に応じた指導の充実を図るため、平成21年度から行っている。学校の実情に応じて、35人以下の小規模学級やチームティーチングを選択し、きめ細かな指導のための環境整備をしている。

佐賀大学との連携・協力事業

平成28年5月締結（原協定は平成17年1月締結）の佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会の連携・協力協定に基づき実施する事業。

豊かな心を育む教育の推進

道徳教育推進教師

学校における道徳教育の推進を主に担当する教師。道徳教育は、学校の教育活動全体で取り組むものであり、学校が組織体として一体となって進める必要があることから、平成20年告示の学習指導要領からすべての小・中学校に位置付けるよう示された。

ふれあい道徳教育

学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進を目的に、県内全ての公立小中学校において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開するとともに各学校が自校の道徳教育の取組を紹介している。

特別の教科 道徳

平成27年3月の学習指導要領の一部改正等により、従前の道徳の時間が「教科」として位置付けられ、小学校においては2018年度（平成30年度）から、中学校においては2019年度（平成31年度・令和元年度）から実施されている。道徳科の授業については、体系的な指導により学ぶという他教科に共通する側面がある一方で、教科の免許にかかわらず学級担任が指導することが望ましく、また、数値などによる評価はなじまないと考えられるなど他教科にはない側面もあることから、「特別の教科」とされている。

教育機会確保法及び基本指針

平成28年12月に公布され、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する施策等が規定されている。

平成29年3月、文科省は同法に基づき基本指針を定めた。

スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し、高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、支援する。

教育支援センター「しいの木」

心理的・情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒に対して、自立を促しながら集団生活に適應する力を育み、社会的自立などを目指すための施設。

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

心のテレホン

不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

佐賀県いじめ防止基本方針

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止基本方針も参酌し、本県におけるさらなるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として平成26年9月に策定。国の基本方針の改定を踏まえ平成30年2月に改定した。

いじめホットライン

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

少年サポートセンター

県警察本部が設置した機関で、少年に関する悩みや困りごとの相談に応じ、不良行為少年や被害少年に対する継続補導や立ち直りのための支援活動を行っている。

学校評価

児童生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。学校評価の適切な実施や効果的な公表を行い信頼される学校づくりを進めていくとともに、学校に関わる多くの人と連携を図ることにより、開かれた学校が実現される。

健やかな体を育む教育の推進

学校保健計画

学校保健安全法第5条で策定・実施が定められているもので、児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

学校保健委員会

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員として構成されている。

学校安全計画

学校保健安全法第27条で策定・実施が定められているもので、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動について作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

スポーツチャレンジ

小学生が運動に対する意欲を高め、仲間と共に運動に親しむ契機になることを目指して、クラス単位で記録に挑戦し、ウェブ上でランキングを競う運動。平成 25 年度からスタートし、種目は「8 の字とび」「ドッジボールラリー」「みんなで輪くぐり」「オリンピック選手にちょうせん」「みんなでウォーキング」「たてわりでちょうせん 8 の字とび」「あくりょく」の 7 種目がある。

食に関する指導の全体計画

学校における食育の推進及び体力の向上を図るため、食に関する指導の目標や具体的な取組を明確にし、学校教育活動全体の中に適切に位置づけ、学校全体で効果的な指導が行われるよう作成する計画であり、毎年度、各学校が作成している。

多様なニーズに対応した教育の推進

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒を支援するため、各学校における保護者の相談窓口や、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整などの役割を担うため校長が指名するもので、平成 19 年 4 月の文部科学省通知により、各学校で校務分掌に位置付けることが求められている。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

就労支援コーディネーター

特別支援学校やハローワーク等の関係機関と連携しながら企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報の提供などについて働きかけを行うとともに、特別支援学校生徒の障害の特性や能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、特別支援学校の生徒の就労支援を担う。

センター的機能

特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的な役割を発揮して、小・中学校等を支援することであり、具体的な機能としては、「小・中学校等の教員への支援」「特別支援教育等に関する相談・情報提供」「障害のある幼児児童生徒への指導・支援」などがある。

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第 2 条の定義において、「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。

「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

英語コンテスト

佐賀県内の中学校、高等学校に在学する生徒を対象に、日頃の英語学習の成果を発表する機会を提供し、生徒の英語に対する興味・関心を高めること等を目的として実施されるコンテスト。県内の大会としては、中学校英語暗唱大会、高円宮杯全日本中学校英語弁論大会佐賀県大会、高等学校英語ディベートコンテスト、高等学校英語スピーチコンテスト等がある。

スーパーグローバルハイスクール (SGH)

文部科学省の事業であり、高等学校等におけるグローバル人材育成に資する教育を通して、国際的な社会課題に対する関心と深い教養に基づく思考力・判断力、外国語によるコミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付けた、将来、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成を図るもの。

佐賀県ICT利活用教育推進協議会

佐賀県教育委員会と佐賀県内市町教育委員会とが相互に連携・協力し、全県規模でICTの利活用による教育の情報化を推進する目的で設置し、ICT利活用による教育の情報化の推進のための情報交換と施策連携に関する事業等を行う。委員は、佐賀県教育委員会教育長、全市町教育委員会教育長ほかで構成し、平成23年7月に設置。

教育を支える人材の育成と環境の整備

育英資金

経済的理由で高校等への修学を断念することがないように、佐賀県育英資金貸与条例に基づき、高等学校又は高等学校と同程度の学校に在学する者で一定の要件を満たす者に育英資金を貸与する制度。

教職員人事評価制度

平成26年5月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。人事評価制度は「業績評価」及び「能力評価」の2つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行い、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることを目的としている。

教員育成協議会

校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うため、教育委員会と教員を養成する大学等とで構成する協議会。

教員育成指標

平成28年11月に公布された教育公務員特例法の一部を改正する法律において、公立学校の任命権者に策定が義務付けられた、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため、養成・研修の基軸となる指針。文部科学大臣が定める「教員育成指標の策定に関する指針」を参酌し、任命権者と教員研修に協力する大学等をもって構成する教員育成協議会の中で協議等を行い、地域の実情に応じて策定することとなっており、これに基づき、平成29年度に「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（教員育成指標）を策定した。任命権者は、この教員育成指標を基に、毎年度、教員研修計画を策定する。

教員研修計画

教員育成指標を踏まえた校長及び教員の研修を毎年度体系的かつ効果的に実施するための計画。

多忙化対策検討会

効率的な学校運営や業務改善、教職員の在校時間の縮減をはじめとした総労働時間の短縮に向けた方策を検討する会議。平成27年度までは各教育事務所が主体となって開催していたが、平成28年度からは県内の全市町教育委員会で検討会を設置し、業務改善等の検討がなされている。多くの市町において、検討会は、市町教育委員会職員、校長等管理職、教職員代表者などで構成される。

衛生委員会

労働安全衛生法第18条の規定に基づき、常時50人以上の労働者を使用する事業場（各学校もそれぞれ一つの事業場となる。）ごとに設置し、労働者の健康障害の防止の基本対策等を調査・審議する委員会。毎月1回以上開催するようしなければならない。委員会は、衛生管理者のうちから事業者が指名した者、産業医のうちから事業者が指名した者などから構成される。

スクール・サポート・スタッフ

教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、学習プリント等の印刷や校内の消毒作業などを教員に代わって行う会計年度任用職員。

部活動指導員

部活動における実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動（大会、練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理運営（会計管理等）、保護者への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応などを行う会計年度任用職員。

ストレスチェック

平成 27 年 12 月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、事業者が義務付けられた医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための検査。目的は、「労働者自身によるストレスへのセルフケアと、事業者によるストレス要因そのものの低減」にある。労働安全衛生法では、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場を実施義務があるが、佐賀県の県立学校においては、全校で実施している。

スーパーティーチャー

教員としての高い専門性に裏付けられた実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を行っている教員を「スーパーティーチャー」として公に認証するとともに、その専門的な力量を所属校のみならず広く県内において活用することにより、佐賀県教員の指導力の向上を図ることを目的としている。

長期保全計画（個別施設計画）

佐賀県が所有する公共施設等の管理の基本的な方針である「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、県立学校施設について、施設の機能の維持向上や長期使用の実現、計画的な予防保全の実施による財政負担の軽減・平準化等を図るため策定する学校施設の特性に応じた個別施設計画。

教育現場における安全管理の手引き

学校を中心とした教育現場における危機管理の基本的な指針として県教育委員会が作成するもの。危機管理の基本的な考え方（目的、体制づくり、危機発生時の対応等）、学校安全に関する点検項目のほか、学校で想定される具体的な危機事象ごとの対応事例を掲載している。

危機管理マニュアル

各学校において、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校や地域の実情を踏まえ、子どもの安全・安心を最優先に通常的安全対策、緊急時の対応を確実に行うための具体的な方策や手順を明記したマニュアル。

新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（新実施計画）

平成 30 年度から令和 3 年度までの生徒減少期や、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き高等学校教育の質的充実を図っていくための、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進する計画。新実施計画は第 1 次と第 2 次を区分して策定。

新実施計画（第 1 次）

平成 26 年 12 月策定。早期に方針を決定し、準備に着手する必要がある県立高等学校の再編整備等について定めている。

新実施計画（第 2 次）

平成 28 年 12 月策定。更に調査や検証、協議等が必要な県立高等学校の再編整備等について定めている。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

学校と地域住民・保護者が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、ともに協働しながら子供たちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校」を推進する仕組み。保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会が設置され、学校運営の基本方針を承認するなど、学校の教育活動などについて意見を述べる取組が行われる。

佐賀県コミュニティ・スクール研究大会

県内におけるコミュニティ・スクールの導入を推進するため、県教育委員会が開催するもの。市町教育委員会等を対象として、外部講師を招いた講演や先進事例の実践発表を行う。

公立高等学校就学支援金（支援金）

佐賀県立高等学校における授業料（全日制 月額 9,900 円、定時制 1 単位につき 1,560 円、通信制 1 単位につき 100 円）の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、佐賀県立高等学校に在学する生徒に対し支援金を支給する制度。

奨学のための給付金（給付金）

公立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高校生等がいる低所得世帯の保護者等に対し給付金（32,300 円～129,700 円）を支給する制度。

教育用情報システム

佐賀県教育センターが運営する情報システム。教育センターWebの運用と、教職員が研修活動により利用できる教育用コンピュータシステムの提供を行う。

【巻末資料】持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs の 17 の目標を記載しています。



「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

SDGs の17 のゴール 出典：外務省（仮訳）

- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標12 持続可能な生産消費形態を確保する。
- 目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

【巻末資料】佐賀県教育大綱 2019

※全体版は佐賀県 HP で閲覧できます。

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

平成から令和の世へと、新しい時代が幕を開けました。

この新しい時代は、グローバル化・ボーダレス化の中でヒトやモノが世界を行き交い、また、ICT化が進み、様々な産業において第4次産業革命が一層進展していきます。さらに、人口減少や少子高齢化の急速な進行などに伴い、これまでの常識が当てはまらない予測不可能な未知の世界でもあります。

このような社会の変化を前向きに受け止め、若者たちが、自ら考え、行動していく力を身につけるため、教育においては、「知（確かな学力）」、「徳（豊かな心）」、「体（健やかな体）」とともに、佐賀への誇りとグローバルな視点を持って主体的に社会と関り、豊かさを創造していく「人」を育成することが求められています。

佐賀県には、幕末・維新时期において、世界を見ながら新しい国づくりの原動力となった多くの人材を輩出した人づくりの伝統や、人と人の結びつきの強さなど、「人」を大切にしてきた歴史や風土があります。県では、県民の皆様が、佐賀の魅力に気づき、そこから生まれる佐賀への誇りを未来に向けたエネルギーにしたいとの思いで、明治維新から150年を機に「肥前さが幕末維新博覧会」を開催し、若者たちを中心に未来への志の種を蒔くことができました。

その維新博で、150年後の今を生きる人々へ送られた「変わらぬままであろうあの佐賀の空へ枝を広げる木々に、どうかあなたたちが水を与え続けていただきたい。そして願わくば、新たな種をまいていただきたい。」というメッセージには、これからの時代を創り出していく若者たちに「志」を持って生きてほしい、という願いが込められています。佐賀県の未来を切り拓いていくため、若者たちの胸に、佐賀への誇りと、何かを成し遂げたいという強い「志」を育んでまいります。

こうした思いのもと、知事と県教育委員会が連携・協力して、本県における教育、生涯学習、文化・スポーツの振興に関する施策を総合的に推進していくため、「佐賀県教育大綱2019」を策定しました。

県民の皆様が、志を持って、様々なところ様々な分野で輝いている、佐賀を基軸に未来を描いている、そういう佐賀県を見据えて、これからも人づくりにしっかりと取り組んでまいります。

佐賀県知事 山口 祥義

1 はじめに

(2) 位置づけ

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、本県の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものです。

(3) 計画期間

令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までの4年間とします。

(4) 大綱の見直し

社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、佐賀県総合計画との整合を図りながら、適宜、見直しを行います。

(5) 推進に当たっての姿勢

教育現場の制度、運用ルール等について、子どもたちのためになっているか、現場の実態と乖離がないか等を常に意識し、県民目線で議論を行うとともに、透明で信頼される教育行政を推進します。

施策の推進に当たっては、

- ・ 学ぶ人が生き生きと学び、教える人も現場で情熱と誇りをもって教えているなど、現場の人の思いが実現され、人が現場で輝いていること〔**現場**〕
- ・ 本来の目的を忘れることなく、何のためにやっているのかという目的意識を常に持って行動すること〔**ミッション**〕
- ・ 政策や事業を決定していく場合、県民の声を聴き、県民と議論を重ねることで信頼関係をつくること〔**プロセス**〕

を大切にします。

国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」について、その「誰一人取り残さない」という理念は、佐賀県総合計画の「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」という基本理念と方向性を同じくするものです。また、SDGsが掲げる17の目標は、未来を担う子どもたちを持続可能な社会の創り手として育むための重要な視点であることから、SDGsを意識しながら基本施策に取り組んでいきます。

2 取組の方向性

※各基本施策の【課題・対応】や【取組方針】は、全体版をご覧ください。

『 教 育 分 野 』

基本施策 1 志を高める教育の推進

【目指す将来像】 子どもたちが佐賀への誇りを胸に、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、高い志をもって生き生きと活動している。

基本施策 2 確かな学力を育む教育の推進

【目指す将来像】 すべての子どもたちが、自分のよさや可能性に気付き、学校や家庭、地域において、主体的に学習活動を行い、確かな学力を身につけている。

基本施策 3 豊かな心を育む教育の推進

【目指す将来像】 子どもたちが、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付けている。

基本施策 4 健やかな体を育む教育の推進

【目指す将来像】 子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、必要な健康や体力並びに自らの安全を守るための能力を身につけている。

基本施策 5 多様なニーズに対応した教育の推進

【目指す将来像】 障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で一人一人のニーズに対応したきめ細かな支援を受け、自立と社会参加ができる力を身に付けている。

次代を担う子どもたちが、国際化や情報化など社会情勢の進展に対応した資質、知識、技能、課題解決力を身に付け、多様な価値観を認め合っている。

基本施策 6 教育を支える人材の育成と環境の整備

【目指す将来像】 優秀な教職員が確保・育成されているとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもたちの「生きる力」を育む教育を支える環境が整備されている。

基本施策 7 佐賀の産業を支える人材の確保

【目指す将来像】 高等学校において、勤労意欲が醸成された優秀な人材が育成され、子どもたちが身につけた技能・技術を生かし、地域や企業に貢献し、社会を支える産業人材となり活躍している。

基本施策 8 私立学校の魅力づくり

【目指す将来像】 公教育の一翼を担っている私立学校が、自らの創意工夫により特色ある学校づくりを進めており、今まで以上に子どもたちが行きたくなるような「魅力ある学校」になっている。

2 取組の方向性

基本施策 9 高等教育機関の充実

【目指す将来像】 県内の高等教育機関へ入学する者が増え、県の発展を支える高度で専門的な人材が育成されており、佐賀への誇りと志を持った多くの若者が佐賀県に定着し、様々な分野で活躍することで地域に活力をもたらしている。

『子育て分野』

基本施策 10 子育てし大県“さが”の推進

【目指す将来像】 誰もが安心して楽しみながら子育てができ、次世代を担う子どもたちが骨太で健やかに成長している。

『生涯学習分野』

基本施策 11 ライフステージに応じたまなびの環境づくり

【目指す将来像】 学びたい人がライフステージに応じて、自ら主体的に学ぶことができ、学んだことを活かして活躍することができている。

『文化分野』

基本施策 12 多彩な文化芸術の振興

【目指す将来像】 県民が、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、自ら文化芸術活動に取り組むとともに、文化芸術を楽しむことで地域が賑わっている。

基本施策 13 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信

【目指す将来像】 佐賀県の有形・無形の文化的、歴史的資産が、適切に保存、活用、継承されており、それらの魅力が国内外で注目を集め、多くの県民が佐賀を誇りに思い、愛着を感じている。

『スポーツ分野』

基本施策 14 トップアスリートの育成と地域が元気になるスポーツの推進

【目指す将来像】 SAGA スポーツピラミッド構想（SSP 構想）の推進に伴い、スポーツを「する、育てる、観る、支える」の各分野に好循環が生まれ、佐賀ゆかりのトップアスリートが世界で活躍するとともに、県民がそれぞれのスタイルでスポーツを楽しんでいるほか、様々なスポーツイベント等が開催され、県内外からの参加者と一体となって地域が賑わっている。